

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月26日
【事業年度】	第8期(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
【会社名】	株式会社 p l u s z e r o
【英訳名】	p l u s z e r o , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 小代 義行
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区北沢二丁目6番10号 仙田ビル4階
【電話番号】	03-6407-0212(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 浅川 翼佑
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区北沢二丁目6番10号 仙田ビル4階
【電話番号】	03-6407-0212(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 浅川 翼佑
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年10月
売上高 (千円)	507,617	726,075	894,074	1,218,501	1,546,369
経常利益又は経常損失() (千円)	78,687	116,353	162,853	251,143	519,565
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	79,217	120,635	120,756	153,865	366,545
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	100,000	100,000	13,229	25,680	36,318
発行済株式総数 (株)	1,602,600	2,500,000	2,505,610	7,669,020	7,786,176
純資産額 (千円)	127,768	820,269	949,291	1,127,970	1,515,790
総資産額 (千円)	252,446	1,019,480	1,165,859	1,413,009	1,854,482
1株当たり純資産額 (円)	20.23	110.24	126.29	147.09	194.68
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	12.54	19.06	16.11	20.13	47.25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		17.16	14.78	18.80	45.10
自己資本比率 (%)	50.6	80.5	81.4	79.8	81.7
自己資本利益率 (%)		25.5	13.7	14.8	27.7
株価収益率 (倍)		78.77	98.92	115.91	77.36
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	83,204	114,644	91,216	204,253	433,195
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	780	11,921	142,617	90,354	161,898
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,324	564,236	8,265	24,813	21,275
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	138,657	805,616	762,481	901,194	1,193,766
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	54 〔79〕	64 〔64〕	85 〔48〕	100 〔40〕	113 〔29〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)			106.1 (119.3)	155.4 (145.6)	243.4 (185.8)
最高株価 (円)		4,505	9,800	9,000 2,504	4,180
最低株価 (円)		3,705	3,285	4,590 1,657	2,110

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施していませんので、記載していません。
4. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載していません。
5. 第4期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。
6. 第4期の当社株式は非上場であるため株価収益率を記載していません。
7. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー）は平均人員を〔 〕内にて外数で記載しております。
8. 2022年4月19日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割、2024年5月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。そこで、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
10. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日である2022年10月28日から第5期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
11. 2022年10月28日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第4期及び第5期の株主総利回り及び比較指標については記載していません。第6期、第7期及び第8期の株主総利回り及び比較指標は、第5期末を基準として算定しております。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。ただし、当社株式は、2022年10月28日から東京証券グロース市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。
13. 2024年5月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2 【沿革】

当社は、創業者であり代表取締役社長兼COOである森遼太と取締役副社長兼CIOである永田基樹が、2017年6月にテクノロジーを社会で実用化することで世の中の自動化を推進していくという理念の下、AI・IoT・ロボティクス・自然言語処理・ハードウェア等の各種テクノロジーを統合的に活用したソリューション提供・開発・保守・運用及び販売、ならびに受託とそれらに付帯するコンサルティング業務を目的に当社の前身である株式会社automateを設立し、事業を起こしたことになります。なお、森遼太と永田基樹は、株式会社automateを設立する以前に当社の代表取締役会長兼CEOである小代義行が当時代表を務めていた株式会社ユニークで学生時代に勤務しており、その経験が株式会社automateの起業につながっております。また、株式会社ユニークは当社が2020年3月に事業譲受をした株式会社ユニプロの親会社であり、当該事業譲受の後、小代義行は当社に参画しました。

設立以降の当社に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
2017年6月	東京都世田谷区にAI・IoT・ロボティクス・自然言語処理・ハードウェア等の各種テクノロジーを統合的に活用したソリューション提供を事業目的とした株式会社automate（資本金500千円）を設立
2018年7月	東京都世田谷区に、様々な技術を社会で実用化することを目的として、AIを中心として、それに限らずIoT・ロボティクス・自然言語処理・ハードウェア等の各種テクノロジーを統合的に活用したソリューション提供を事業目的とした株式会社pluszero（資本金900千円）を株式会社automateからの新設分割として設立
2018年8月	東京都世田谷区にAIの中でも自然言語処理に特化したソリューション提供・開発・保守・運用及び販売、並びに受託と付帯するコンサルティング業務を事業目的とした株式会社formallogic（資本金190千円）を株式会社pluszeroからの新設分割として設立
2018年9月	AIソリューション提供開始
2019年2月	株式会社アピストとの同社におけるAIソリューション事業立ち上げに関する業務提携を開始
2019年6月	業務拡張のため、本社を東京都世田谷区北沢二丁目6番10号 仙田ビル4階に移転
2019年10月	株式会社formallogicを清算
2019年12月	株式会社アピストとの資本提携を実施
2020年3月	株式会社automateを株式会社pluszeroに合併して解散
2020年3月	株式会社ユニプロのITソリューション事業を事業譲受により取得
2021年6月	ISO/IEC 27001:2013（ISMS）の認証を取得
2021年9月	「情報処理システム及び仮想人材（特許番号：第6951004号）」（注）の特許取得
2022年4月	丸紅情報システムズ株式会社とネットワークオペレーションセンターの自動化に向けた業務提携を開始
2022年10月	東京証券取引所グロース市場に上場
2023年6月	アップセルテクノロジーズ株式会社と資本業務提携を開始

(注) 「情報処理システム及び仮想人材（特許番号：第6951004号）」は、当社が開発中の「ユーザーから見て人間が対応しているように感じる対話システム」である「仮想人材派遣」と「仮想人材派遣」を支える中核技術を指しております。

3 【事業の内容】

当社は「人の可能性を広げる」というビジョンを実現すべく、「知の創発により、新しい選択肢を生み出す」をミッション、「ユニークなプロフェッショナルであれ」をバリューとして掲げております。日本の現状として、少子高齢化を好機として捉えAIやロボットの導入率を世界最高水準に引き上げ、日本の生産性を世界一にして人々の可処分時間や可処分所得を増やすことを目指しております。当社社名の由来は、かつてインドで「0」という概念が生まれたことが後の数学を大きく発達させたように、全く新しい概念やアイデアを創出することによって世の中に革新的な変化をもたらすことを目指して、「pluszero」と名付けました。

当社は、AIを中心としてIT・ハードウェア等の各種テクノロジーを統合的に活用したソリューションを提供する「ソリューション提供事業」を展開しております。また、関連会社は有しておらず、単一の会社で、単一の事業を展開しております。

(1) ソリューション提供事業の内容

ソリューション提供事業の分類と特徴

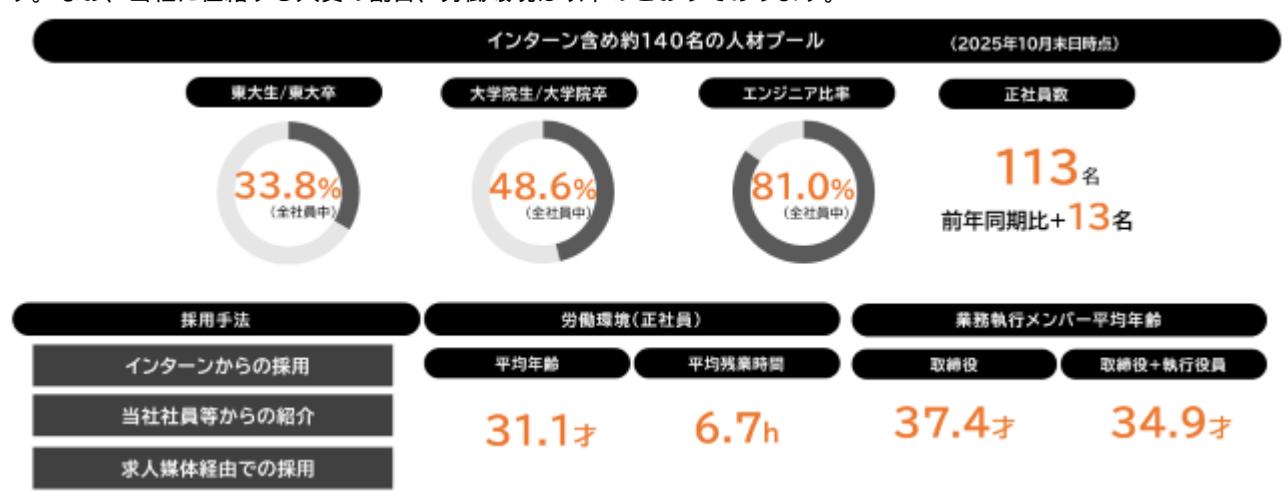
当社の「ソリューション提供事業」は、提供形態に基づいて、下表のように区分をすることができます。

大分類	中分類	売上分類	契約形態	ビジネス概要
プロジェクト型	オーダーメイド型 AI/DXソリューション事業	その他売上	請負 及び 準委任	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の経営問題の解決や課題の達成のための相談と具体的なサービス・システムの設計・開発・保守運用までをワンストップで提供 顧客の要求仕様を満たすサービス・システムをプロジェクト単位に契約して契約の期間内に納品 顧客の経営問題に対して中長期的に向き合いながらエンジニアやコンサルタントの稼働やノウハウを安定的に提供
	AEIサービス 初期開発/導入支援			<ul style="list-style-type: none"> 「仮想人材派遣」関連技術に関する技術情報の提供や開発ライセンス・利用ライセンスの供与 上記に付随して発生する開発の実施及び関連事業・サービスの立上支援 <p>「仮想人材派遣」とは、当社が特許を取得した技術を用いた「ユーザーから見て人間が対応しているように感じる対話システム」を指します。</p>
サービス型	サービス及び ライセンス提供	AEI 関連売上	ライセンス	

「ソリューション提供事業」は、「プロジェクト型」が98.5%を占めており、「プロジェクト型」で獲得した利益に基づいて、当社が独自に定義した技術であり、特定ジャンルに限定することによって、機械が人間のように意味を理解できるようになることを目指す技術であるArtificial Elastic Intelligence(AEI)に関する研究への継続投資を行っております。

「ソリューション提供事業」の強みとしては、プロジェクトマネージャー(PM)を中心にして、文系・理系の知見を融合した「文理融合型」のメンバーが従事しており、様々なパターンのAIのプロジェクトに対応できるようになっていることがあります。

また、当社在籍人材の特徴として、AIやITなどの技術系に対応できるエンジニアの割合は81%であり、大学院生以上の人才の割合も全従業員の48%を超えております。学習力・技術力を持つメンバーが数多く在籍することで、当社が所属する業界の技術的イノベーションへの対応と当社ソリューションへの適用が可能となり、競争力の源泉となっております。なお、当社に在籍する人員の割合、労働環境は以下のとおりであります。



(注) 2025年10月時点の集計となります。

プロジェクト型の特徴

a. プロジェクト型の概要

「ソリューション提供事業」の「プロジェクト型」では、主に以下の8つの領域についてのソリューションを提供しております。



当社のプロジェクト型の強みは、下図のように経営に関する「課題発見・新規事業計画」から「保守・その他」までのソリューションをワンストップで提供することでございます。これにより、各工程を分離させることなく、一気通貫でのサービスを高い品質をもって提供しております。



b. プロジェクト型の取組みと事例

お客様と信頼関係を構築したうえでご要望を的確に汲み取る営業と、お客様のご要望に沿ったシステムを実現できるエンジニアにより、当社は様々な開発を成功に導いています。

誰も取り組んだことのない初の試みに挑戦

船の偽像判定という何の先行研究・事例もない領域で一から開発を進め、高い成果を上げました。

失敗に終わった開発プロジェクトを再生

- リリースできる状態ではないソースコード
- 部分的な仕様書とテスト結果
- だけが残された状態で開発プロジェクトを引き継ぎ

まずは既存のソースコードを修正し必要最低限の機能をリリース。その後順次追加でリリースを行い、品質とスピードを担保しながらプロジェクトを再生。

パッケージ製品では対応できない課題を解決

パッケージ製品では対応できなかった要求機能を、様々な技術と工夫で実現してきました。

検索システム	AI-OCR
RAG	チャットボット
画像解析	文書チェック
, etc.	

事例: 海外の企業が税関に提出する資料から情報を抽出するAI-OCR機能を開発。様々なフォーマットに対応。

技術面からお客様の新規事業立ち上げを支援

以下のようなお悩みを解決してきました

AI関連の企画は作ったが実現までの道筋が立たない

事例: 設計業務の効率化のために、非設計者でも設計業務を行うことができるAIプラットフォームをLLMやAEI[®]を活用して開発。
※AEIとはpluszeroの特許技術です。

自社の事業領域でどのようにAIを活用すればいいかわからない

事例: お客様の持つ強み・業界知識と、pluszeroのAI関連の知見を共有し、AIを活用した企画を共同で作成。その後の開発も伴せてご支援しました。

サービス型の特徴

a. 第4世代AI及びAEIの概要

当社は、第4世代AIとして、既に実現している人工知能(AI)と極めて実現が難しいとされている汎用人工知能(AGI)の間の概念として、独自に「柔軟な人工知能」、英訳として「Artificial Elastic Intelligence(AEI)」を定義し、開発に取り組んでおります。

(第4世代AIの概要)

国立研究開発法人科学技術振興機構(CRDS)「第4世代AIの研究開発 - 深層学習と知識・記号推論の融合 - 」によるところ、第4世代AIは、現在の主流である「ディープラーニングを含む統計的機械学習」を用いた第3世代AIが持つ以下の3つの限界を克服することを目的とし、その手段として「推論と検索」を用いた第1世代AI及び「ルールベースのシステム」を用いた第2世代AIと第3世代AIを融合させることで、実現を目指す次世代AIとなっております。

学習に大量の教師データや計算機資源が必要であること

学習範囲外の状況に弱く、実世界状況への臨機応変な対応ができないこと

パターン処理は強いが、意味理解・説明等の高次処理はできていないこと

なお、第1世代AI～第4世代AIの特色をまとめると以下のとおりになります。

通称	年代	代表技術	概要	主な問題点
第1世代AI	1950's～	推論と探索	探索技術を用いて限定的な課題に対し高度な推論を実現するAI。記号推論の原型もこの頃に生まれた。	解決可能な課題が限定的であり、現実世界における実用性が低い。
第2世代AI	1980's～	ルールベースのシステム	人手で辞書・ルールを構築・活用するルールベースのAI。 推論に対する高い解釈性を実現することが可能である。	精度の向上に膨大な工数が必要。
第3世代AI	2000's～	ディープラーニング	大量のデータからルールやモデルを構築して活用する機械学習に基づくAI。 高い推論精度を発揮する。	高い精度の実現には大量のデータが必要。 意味理解等ができていない。 推論に対する解釈性が低い。
第4世代AI	20XX	ディープラーニングと知識・記号推論の融合	ディープラーニングと知識・記号推論を融合させることで、意味理解に基づく高い推論精度と推論に対する高い解釈性を両立させることを目指すAI。	コンセプトが打ち出されたのが直近で、現時点では決定版となるソリューションがない。

(AEIの概要)

AEIとはArtifitital Elastic Intelligenceの略で、柔軟なAIを意味する当社による造語となります。ナレッジグラフによる第2世代AIやディープラーニング技術による第3世代AIがはらむ課題を解決する新しいAIの枠組みとして第4世代AIという概念が昨今提唱され始めておりますが、その第4世代AIの具体的な実装として、当社が独自に開発するAI技術を総称したものであります。ディープラーニング技術までのAIとは異なるアプローチを取ることから、区別のためにAEIと呼称しております。

(AEIの取り組み)

当社は、AEIが、ある特定のジャンル内においては機械が人間のように意味を理解できるようになることを目指しております。これは、任意のジャンルにおいて自意識や全認知能力を持ち、極めて実現が難しいとされているAGIとは異なるアプローチであり、ジャンルを特定のものに限定することで精度及び信頼性を高め、実現難易度を下げるという狙いがあります。当社はAEIを開発することで、「特定のジャンルに限定することによって、人間のように意味を理解した上でタスクを実行することが可能なAI」の実現を目指しております。当社はAEI技術を活用してAIコールセンター、AIロールプレイ、AEIDeskの開発・販売を開始しております。

略称	名称(英語)	名称(日本語)	俗称	実現性	説明
AI	Artificial Intelligence	人工知能	弱い AI	既に 実現	人間の知性の一部分のみを代替し、特定のタスクだけを機械的に処理するAI
AEI	Artificial Elastic Intelligence	柔軟(な)人工知能		実現可能	特定ジャンルに限定することによって、人間のように意味を理解した上でタスクを実行することが可能なAI
AGI	Artificial General Intelligence	汎用人工知能	強い AI	極めて 難しい	人間のような自意識を備え、全認知能力を必要とする作業も可能なAI

b. AEIと既存技術の比較

AEIに関しては、BERT(注1)・GPT3(注2)に代表されるディープラーニング技術及び、知識をグラフ形式でまとめたナレッジグラフという二つの技術が、主な比較対象となります。

(ディープラーニング技術)

データに基づいてデータの背後にある構造や法則性を推定・推論する技術を機械学習と呼びます。ディープラーニング技術はそのような機械学習の具体的な手法の一種になります。

一般的に、ディープラーニング技術では必要なデータ量が膨大となる反面、ディープラーニング技術より以前から存在していた機械学習の手法と比較すると高い推論精度を発揮することが多いということが知られています。

従来はディープラーニング技術の要求するデータ量を確保することが現実的に難しかったため、その応用範囲は極めて限定的でしたが、情報化社会の発達に伴い大量のデータを用意することが比較的容易になってきました。そのため、昨今ではディープラーニング技術の研究開発が大きく前進し、その成果を利活用したサービスが普及し始めています。

ディープラーニング技術を搭載したサービスはしばしば人間レベルの精度の推論が可能になることから、AI(人工知能)とみなされるようになりました。ディープラーニング技術を用いて実装されたAIは第3世代AIと呼ばれております。

(ディープラーニング技術の精度向上可能性)

ディープラーニング技術は、仮にデータや計算機資源が無尽蔵にあれば、多くの実用先で精度を100%に近づけることができるということが知られています。その代表的な根拠としては、べき乗則と普遍性定理の2つがあります。

べき乗則

ディープラーニング技術においては、推論精度がデータ量や計算機性能に伴って向上していくことが報告されております。この際、精度はデータ量や計算機性能に対し比例関係よりは緩やかなペースで向上するとされており、これをべき乗則と呼びます。そのため、データや計算機資源を増やしていくことで、徐々に効率は落ちながらも確実に推論精度を高めていくことが示唆されます。

普遍性定理

ディープラーニング技術は、データと計算機が十分にあれば、実用上多くの課題に対して、無限に高い精度で推論できる力(表現能力と呼びます)を持つことが数学的に証明されており、これを普遍性定理と呼びます。

これら二つの根拠を併せることで、データと計算機さえ十分に用意することができれば、ディープラーニング技術は多くの課題に対して十分な精度で推論できる可能性を持つ技術であるということが示唆されます。実際に例えばBERTやGPT3と呼ばれるディープラーニング技術を用いた推論器は、非常に多くのデータや計算機資源を投入することで、機械翻訳や文書要約といった複数の課題で非常に高い精度を実現しております。

(自然言語処理領域におけるディープラーニング技術の推論精度の限界)

逆に、データを十分に集めることが現実的ではないようなケースでは、精度向上には限界があるとも言えます。特に自然言語処理と呼ばれる、言葉を扱うような応用領域では、本質的に推論に必要なデータを十分確保することが難しい場合が多いと考えられます。

例えば、『私はリビングにいます。私はリモコンを手に取りました。私は寝室に移動しました。』という文章があつた際に、リモコンがどこにあるか推論することを考えます。人間であればリモコンは寝室にあるということは明らかに分かりますが、『手に取って移動すると手に取ったものも同様に移動する』というデータがないと、計算機には正しい推論が行えません。しかしながら、そういうデータが現在あるいは近い将来に十分収集できるかというと、それは非現実的であると当社は考えております。

このように、人間にとっては当然と思われるようなことであっても、計算機にとっては解くことが難しい事項が数多く存在するというのが自然言語処理領域の現状となっております。

(ディープラーニング技術による推論の解釈性の問題)

精度向上以外の観点では、ディープラーニング技術は一般的に推論の根拠が人間に分かるように説明ができないということも、説明責任を果たす必要があるようなユースケースでは大きな問題となります。推論の根拠がよく可視化された解釈性の高いAIは、透明性や説明可能性の高いAIとも呼ばれております。

XAI(注3)と呼ばれる分野として透明性や説明可能性の高いAIの研究が進められておりますが、精度面とのトレードオフがあることや、実用上要求される粒度での推論根拠を提示することがまだ難しいことがあります。中々実用には至れていません。

(ディープラーニング技術のその他の課題)

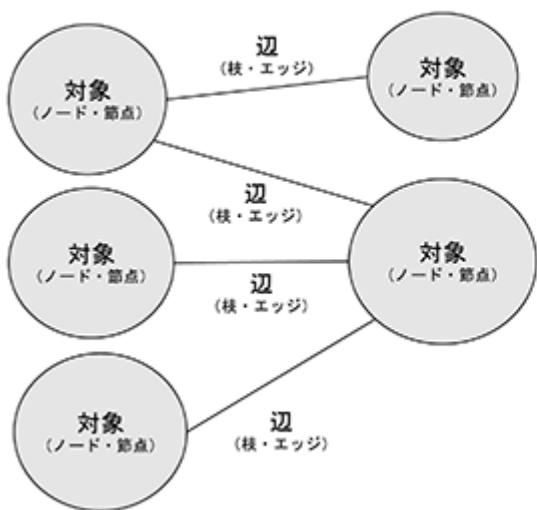
他にも、個人情報やライセンス的に利用してはいけない情報等がデータに紛れ込むことで他者の権利を侵害してしまう可能性、特定の入力の際だけ異常な結果を返す(意図的な場合はバックドアと呼ばれます)可能性、データの偏りによって差別的な推論を行ってしまう可能性等、ディープラーニング技術にはビッグデータに依存して推論を構築する仕組みであるが故の問題が多く存在します。

- (注)
- 1 . BERTは自然言語処理領域を代表するディープラーニング技術による推論モデルの一つです。
 - 2 . GPT3もまたBERT同様に自然言語処理領域での推論モデルの一つとなります。
 - 3 . XAIは、eXplainable Artificial Intelligenceの略で、アルゴリズムによって自動化された処理の過程を、人間が理解し検証できるようにした人工知能のことです。具体的には構築された機械学習モデルを解析することで推論根拠の抽出を試みたり、人間による推論過程自体を機械学習によってモデル化したりといったアプローチがあります。

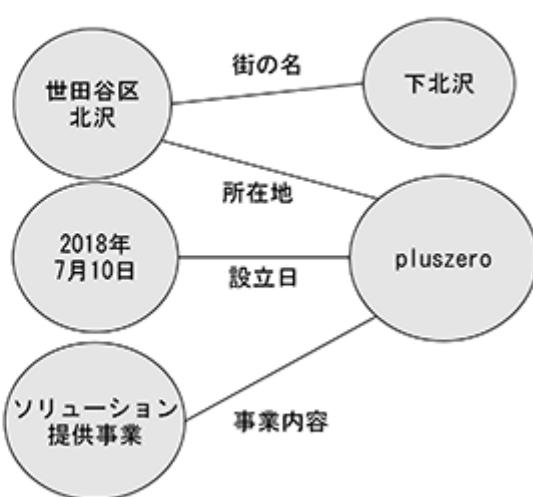
(ナレッジグラフ)

ナレッジグラフは、文章を概念毎の要素に分解後、分解された概念それぞれを「対象(点)」として、それらの「対象」を関係性に応じて「辺(線)」で結びグラフ構造にした知識基盤を利活用し、推論を行うアプローチとなります。

グラフ構造の例



ナレッジグラフの例



ナレッジグラフの利点として、ディープラーニング技術では困難な推論の高い解釈性を実現することが可能です。例えば図の例では、『pluszeroはどのような街にあるか』という質問に対して、『pluszeroは世田谷区北沢にある』『世田谷区北沢の街の名は下北沢である』従って『pluszeroは下北沢という街にある』と推論過程を可視化することができます。

ナレッジグラフを利用した推論技術も人手で構築・管理されたテーマ内では人間のような推論が実現できることから、AI(人工知能)とみなされております。ナレッジグラフを用いて実装されたAIは第二世代AIと呼ばれております。

(ナレッジグラフの課題)

ディープラーニング技術に代表されるビッグデータに基づく手法と比べ、ナレッジグラフでは一つ一つ手作業で知識基盤を構築していく必要があります。そのため、精度の向上に膨大な工数が必要となる傾向があり、実用に足る精度を出すために必要な人員コストが実用上大きな課題になります。ナレッジグラフに機械学習を融合することでこの問題の解決を目指す研究も行われておりますが、ナレッジグラフが本来持っている解釈性を維持したまま精度を高めるような仕組みを見出すには至っていません。

(ディープラーニング技術、ナレッジグラフ双方の課題)

ディープラーニング技術、ナレッジグラフのいずれにおいても、一般的には推論ロジックは一度構築された時点で固定化し、状況や文脈に応じてより適切な推論に変更するといった柔軟性を実現することは難しいです。

(AEIのアプローチ)

AEIは、ナレッジグラフを基礎に、次の3つの拡張を行ったものとなります。

- ナレッジグラフの概念（グラフ上の点）の意味を表現するデータベースを保持すること
- データベースに存在しない概念が現れた際には新しく意味を定義する仕組みを保持すること
- データベースに存在する概念に対しても意味を更新する仕組みを保持すること

これらの拡張を一部ディープラーニング技術のようなデータ駆動（注1）の手法を取り入れながら行うことで、ナレッジグラフの課題であった、推論効率（注2）と動的更新性（注3）を高めることができ、ディープラーニング技術とナレッジグラフの双方の限界である精度と解釈性のトレードオフを現実的に超越できる拡張性をAEIは備えていると考えております。

- (注) 1. データ駆動とはビッグデータに基づいて推論ロジックを構築する方式で、ディープラーニング技術のほかにもさまざまなものが存在し、一長一短な性質があるため適宜最適なものを選定する必要があります。
- 2. 推論の効率が向上すれば、少ないデータから多くの推論が可能になるため、ナレッジグラフで必要な膨大な工数を抑えることができます。 具体から抽象を一般化する（ディープラーニング技術を活用）こと、明示的に説明可能な状態で意味を表現すること、情報を極力欠落させないこと、同じ意味であれば同じ表現となること、文脈を保持すること、の5条件を満たす仕組みを保持することで推論効率の向上を実現します。
- 3. 動的更新とは、AIが特定のタスクを遂行する中で、AI自体の情報を随時更新していくことを指しており、（ディープラーニング技術、ナレッジグラフ双方の課題）で指摘したとおり、大部分のAIは動的更新されません。

c. AEIを用いて実現を目指すサービスの内容

当社は、AEIのコンセプトの下、そのサービスとして「仮想人材派遣」を開発・提供を行っております。

「仮想人材派遣」は、「ユーザーから見て人間が対応しているように感じる対話システム」である「仮想人材」を、実世界で人材を派遣しているような形で、メール・電話・チャット・テレビ会議・ロボット等を通して提供するサービスです。「仮想人材」は、特定のジャンル（限定された業界・業務範囲）において知識を持つことで、意味を理解した上で回答することが可能になります。

当社は、対話システムのサービスレベルを当社の独自基準である「理解度レベル」（注1）及び「コミュニケーションの自動化レベル」（注2）で評価しており、当社が実現を目指している「ユーザーから見て人間が対応しているように感じる対話システム」に必要な「理解度レベル4」と「コミュニケーションの自動化レベル4」を3年から5年のスパンで実現したいと考えております。

- (注) 1. 「理解度レベル」

ある限定された物事に対する理解の深さの度合いを測るための当社の独自基準です。

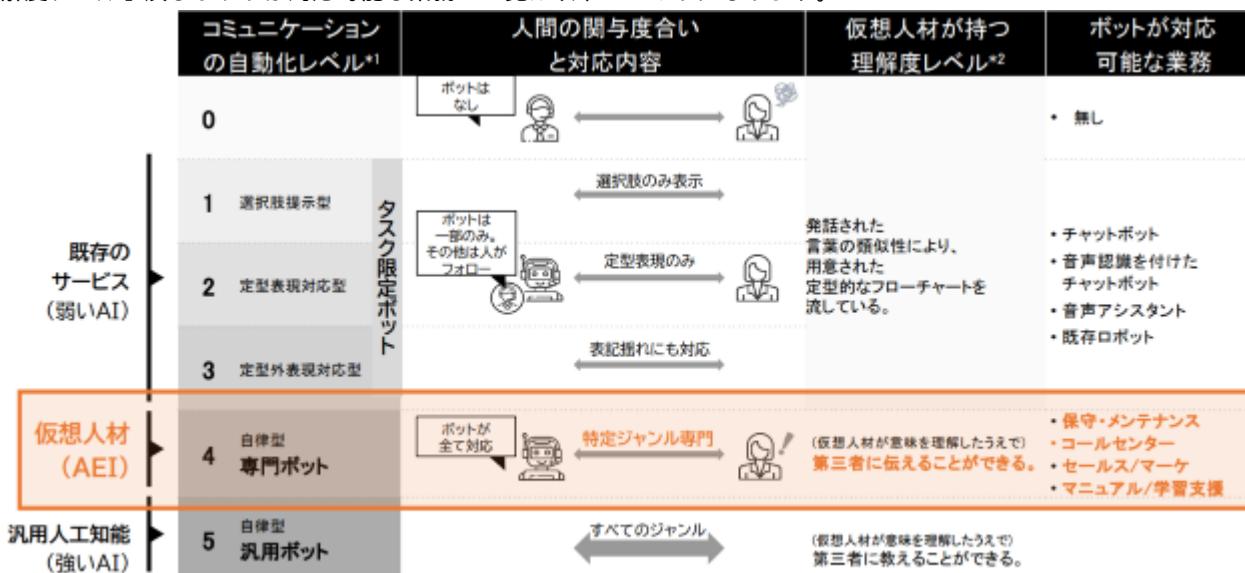
レベル0	物事を知らない
レベル1	(断片的に)知っている
レベル2	(一とおり)読んだことはある
レベル3	(自分なりに)話すことができる
レベル4	(理解したうえで)第三者に伝えることができる
レベル5	(理解したうえで)第三者に教えることができる

2. 「コミュニケーションの自動化レベル」

自動車における自動運転の基準に相当するコミュニケーションの自動化の度合いを測るための当社の独自基準です。

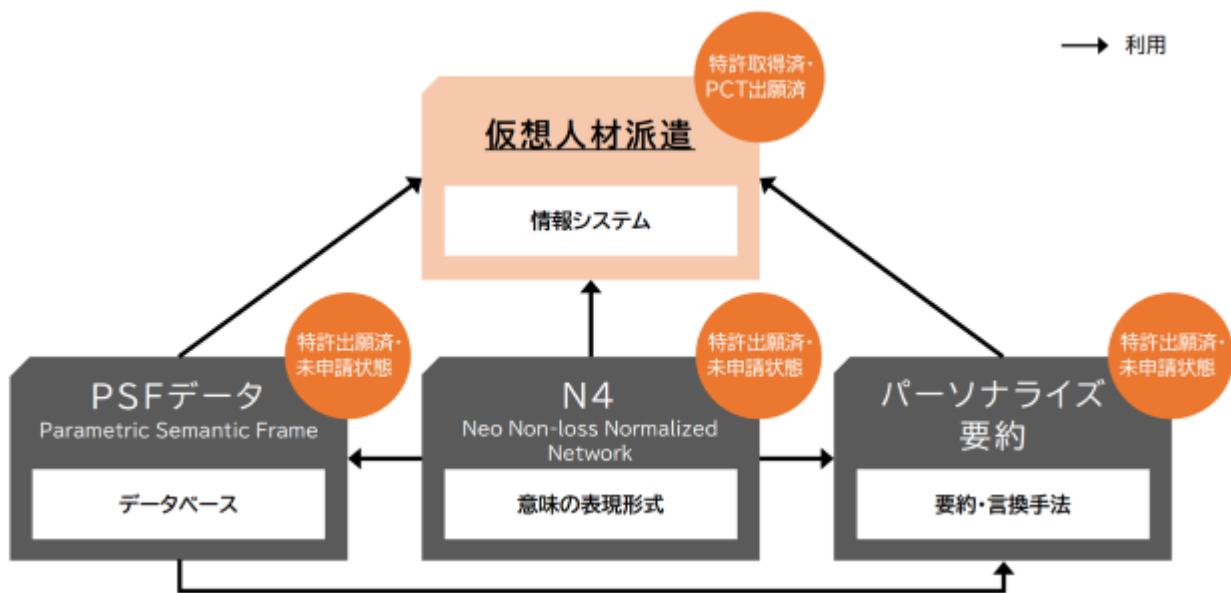
レベル0	すべて人が対応
レベル1	選択肢のみボットが表示
レベル2	限定タスクの定型表現のみボットが対応
レベル3	限定タスクの定型・非定型表現をボットが対応
レベル4	特定ジャンル内の全タスクをボットが対応
レベル5	全タスクをボットが対応

なお、「コミュニケーションの自動化レベル」の各段階における人間の関与度合いと対応内容、仮想人材が持つ「理解度レベル」及びボットが対応可能な業務の一覧は以下のとおりになります。



d. 「仮想人材派遣」を支える中核技術及びAEIに関する特許戦略

「仮想人材派遣」には、当社独自の技術である「N4」、「PSFデータ」、「パーソナライズ要約」という3つの中核技術があり、「N4」を中心に以下の利用関係にあります。



「N4」とは、Neo Non-loss Normalized Networkの略であり、自然言語を機械が処理可能な形に変換した際の意味の表現形式であります。「N4」の特徴としては、自然言語から変換する際に、自然言語の文章において人間が認識する情報全体(文章の意味)を欠落させずに表現でき、かつ表現の多様性を吸収し、同じ意味であれば同じ形で表現することができる点にあります。「仮想人材派遣」、「パーソナライズ要約」を実現する際には基本的に文を「N4」形式に変換すること、意味のデータベースである「PSFデータ」を動的に更新する際に「N4」形式の文を活用することからも、各技術の実現のために有効性の高い技術となっております。

「PSFデータ」とは、Parametric Semantic Frameの略であり、単語等の持つ意味をパラメータ形式で表現したデータベースである「共通辞書的なPSFデータ」と知識・経験・個性など知性に関する情報を「N4」の形で表現し、集計、集約したデータベースである「仮想人材の知性的なPSFデータ」の2種類により構成されております。「PSFデータ」は、主に自然言語を「N4」形式に変換する際や、「仮想人材派遣」や「パーソナライズ要約」において「N4」形式の文を意味が類似する別の文に言い換える際に用いられます。

「パーソナライズ要約」とは、「N4」及び「PSFデータ」を用いた、対話相手の利用可能語彙に応じた要約・言換技術であります。具体的には、ある文を「N4」形式に変換した後、「PSFデータ」及び相手の利用可能語彙の情報を基に、対

話相手の利用可能語彙に変換する仕組みとなっております。

AEIに関する知的財産戦略としては、3つの中核技術（N4、PSFデータ、パーソナライズ要約）を活かした仮想人材派遣についての特許を取得済であります。中核技術の個別特許については、今後、分割出願・申請により取得予定でございます。また、米国・EU・中国へ特許を国際展開する計画もあり、PCT出願済(注1)でございます。

(注) 1. PCT出願は、特許協力条約に基づく国際出願であり、日本国特許庁等の指定官庁に対して出願手続きを行うことにより、条約加盟国全てに同時に出願をしたのと同じ効果が得られるものでございます。

e. AEIライセンス契約の内容及び今後の収益獲得の方向性

当社は、「仮想人材派遣」の実現に向けて複数の業界のパートナー企業と業務提携を行い、「仮想人材派遣」関連技術のPoCや技術を利用した新規事業の立上を試みております。さらに、2022年4月からはライセンス供与契約に基づき「仮想人材派遣」関連技術に関する情報の提供や開発ライセンス・利用ライセンスの供与を行っております。

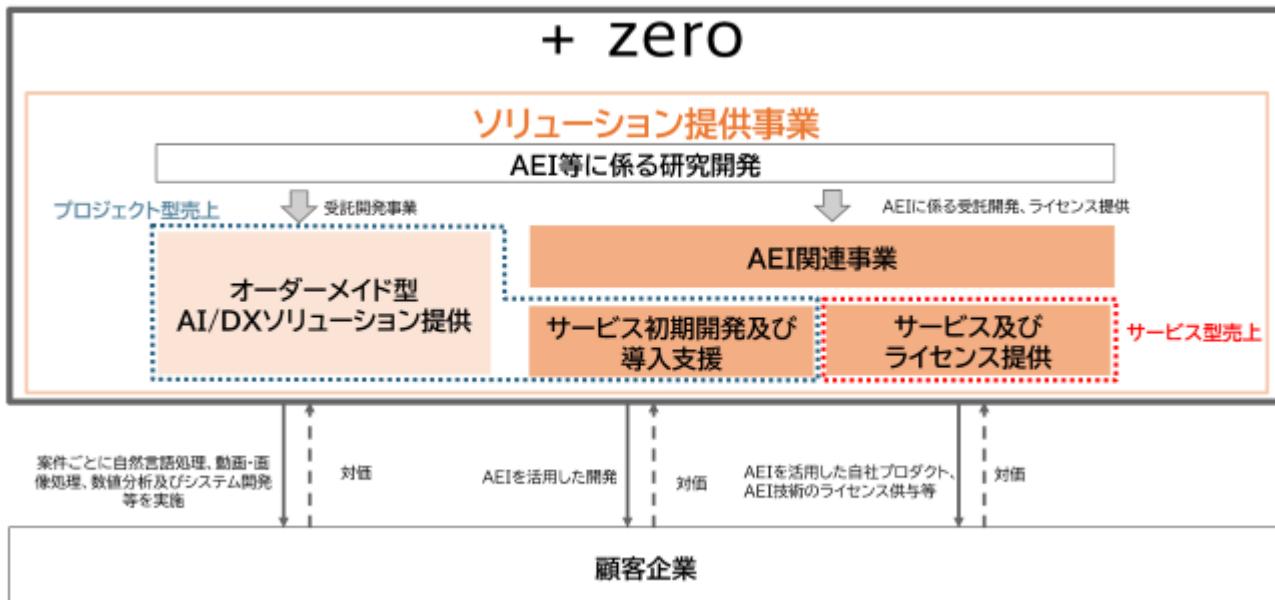
AEI活用サービスとして、AIコールセンター「miraio」、AI商談シミュレーター「BrainPlus」、AIと人間の協働プラットフォーム「AEIDesk」をリリース済みであり、上記以外にも、会社や事業の成長へのインパクトが大きい分野に対して、新規ソリューションを開発中でございます。

AIオペレーター「 miraio 」	AI商談シミュレーター「 Brain Plus® 」	その他AEIソリューション
<p>電話でのやりとりをAIが人間のように行えるサービスです。</p> <p>* miraio（ミライオ） 意味を理解して人間らしい受け答えができる和製AIオペレーター</p> <p>第4世代AIとして、意味を理解して行動ができるAIライセンスPUTを用いて誕生した「miraio」はハルシネーションリスクを抑えた均確な対応が可能です。柔軟性と信頼性を兼ね備えた日本で唯一のAIオペレーターです。</p> <p>「miraio」の詳細は以下リンクをご参照ください。 https://put-ai.com/miraio/</p>	<p>AIを活用し、AIが顧客役となり、営業ロールプレイヤや商談シミュレーションを実現</p>  <ul style="list-style-type: none">現在上司が行っている営業ローブルの代替顧客訪問前の商談シミュレーション非熟練者の営業スキル向上 <p>営業ローブル環境のAI商談シミュレーターによる解決</p> <p>「Brain Plus」の詳細は以下リンクをご参照ください。 https://brain-plus.jp/</p>	<p>① AIコーディング</p> <p>AIを用いた、コーディング自動化サービスの社内利用と開発</p> <p>② 高信頼性AIエージェント</p> <p>営業・マーケティング・M&A・資産運用の成長へのインパクトが大きい4分野に対して、AEIサービスの展開</p> <p>③ AEIDesk</p> <p>顧客ニーズに合わせて、柔軟にカスタマイズ可能な、AIと人間の協働プラットフォーム</p> <p>④ 製造業向けAEI</p> <p>生成AIを用いた製造業の設計の効率化ソリューション</p>

今後も、「仮想人材派遣」を支える中核技術のAPIとしての提供、AEI技術を組み込んだSaaSの展開、AEI技術を用いたサービスを広く各社が開発可能とするAEIのPaaS化、又はOEMとして提供していくことを計画しております。

事業系統図

当社の事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
113 (29)	31.13	3.0	6,792

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の年間平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社の事業セグメントはソリューション提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 4. 前事業年度末に比べ従業員数が13名増加しております。主な理由は、業務の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には、従業員の過半数代表ではありませんが、2021年に結成された任意の労働組合があります。当社と労働組合との関係は、円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定による公表義務に基づく公表項目としてこれらを選択していないため、記載を省略しております。

なお、具体的な数値設定や開示の考え方については、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組（4）指標及び目標」に記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本書提出日現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

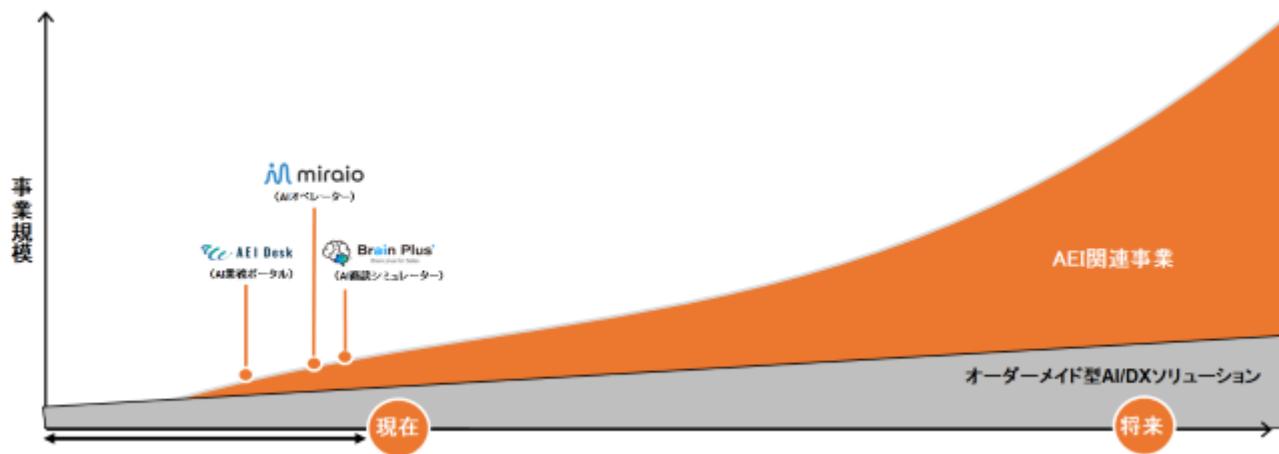
(1) 経営方針

当社は「ソリューション提供事業」の単一事業を展開しており、その対象の事業領域は、主に人工知能分野(AI)となります。事業を推進する上での方針として、収益の「継続性」と「高成長性」を実現することを重要視しながら、事業ポートフォリオを組んでいます。「ソリューション提供事業」における「ソリューション」の提供形態と収益の「継続性」と「高成長性」の関係は、具体的には下記の表のように対応しております。

大分類	中分類	売上分類	ビジネス概要	継続性	高成長性
プロジェクト型	オーダーメイド型 AI/DXソリューション事業	その他売上	・顧客の経営問題の解決や課題の達成のための相談と具体的なサービス・システムの設計、開発及び保守運用までをワンストップで提供	○	
	AEIサービス 初期開発/導入支援	AEI関連売上	・顧客の要求仕様を満たすサービス・システムをプロジェクト単位に契約して契約の期間内に納品・顧客の経営問題に対して中長期的にコミットしながらエンジニアやコンサルタントの稼働やノウハウを安定的に提供		
サービス型	サービス及び ライセンス提供		・業務提携先に対する「仮想人材派遣」関連技術に関する技術情報の提供や開発ライセンス・利用ライセンスの供与や関連事業・サービスの立上支援及びAEI基礎技術をAPIとして提供	○	○

当社は、「継続性」・「高成長性」を重要視する中で、今までの経営状況として、プロジェクト型の方向性に関しては、第9期以降も「継続性」を高めて安定性の高い収益を拡大していくこと、また、サービス型の方向性としては、サービスを本格的に立上げ、「高成長性」の収益を拡大していくことが、事業運営の中で特に重要視していくべき課題だと認識しております。研究開発の状況については、「第2 6 研究開発活動」で詳述します。

売上高は創業以来、前年対比で堅調な成長を示しております。事業運営の中で顧客との関係性構築を重視しつつ、研究開発等を安定的に行い、サービス型売上を中心としたAEI関連比率を高めることで、安定的な収益基盤構築を目指し、企業価値の最大化を図ってまいります。



(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は収益の「継続性」と「高成長性」の実現のために、「売上高成長率」、「売上総利益率」を経営指標として管理しております。また、「売上高成長率」、「売上総利益率」の管理を通して、高いレベルの「継続性」、「高成長性」の実現のために、参考指標として、上記の「AEI関連売上」、「オーダーメイド型AI/DXソリューション売上」の比率についても、モニタリングしております。

具体的には、以下の3点の視点で方針を決定し、その上で、方針の達成状況を判断しております。

「売上高成長率」を一定以上にし、「継続性」、「高成長性」の水準を一定レベル以上に維持

「売上総利益率」を高い水準で維持しながらAEIに投資を継続することで、「AEI関連売上」、「オーダーメイド型AI/DXソリューション売上」の比率を増やし、中長期的に「高成長性」を実現
「営業利益」に関しては、額・率ともに中長期的な最大化を目指とし、短期的にはAEIへの投資計画に合わせて柔軟に対応

(3) 経営環境及び戦略

AI領域においては、総務省の令和7年度版の情報通信白書において、世界のAI市場規模（売上高）は、2030年には約130兆円まで拡大すると予測されています。また、日本のAIシステム市場規模（支出額）は、2029年には4兆1,873億円まで拡大すると予測されています。

国内の労働環境をみても、10年から20年のスパンで多くの労働者が不足していくことが各種統計で推計されております。具体的には、パーソル総合研究所は2024年10月17日発表の「労働市場の未来推計 2035」の中で、2035年に384万人不足すると推計しております。

また、国税庁が令和7年に発表した「民間給与実態統計調査」の中で、平均年収の額は478万円となっております。二つの推計に基づくと国内だけでも、労働者の不足数×平均年収の形での概算により、10年から20年のスパンでは、約18兆円が何らかの形で対処すべき労働者市場が存在すると捉えることができます。

そのような環境下で、弊社が研究開発、並びにサービス開発を進めている「仮想人材派遣」に対する社会的要請は極めて高いと認識しております。「仮想人材派遣」はAEIのコンセプトの下、特定のジャンルの中に限定した際に人間のようにタスクをこなせるAIを具体化した技術であり、10年のスパンでの実現性が見込まれていることから、「仮想人材派遣」のTAM(Total Addressable Market)(注1)は、AEIの高い相互理解が価値を發揮し、物理的な身体を持たなくても業務を完結しやすい情報通信業と教育、学習支援業の専門的・技術的職業従事者と、全産業の事務従事者と販売従事者がターゲットとした場合、TAMの累計は約109兆円となります。なお、市場規模は、職業分類及び産業分類に応じた人数に対して平均年収を乗じて計算しております。

そして、「仮想人材派遣」の技術開発のレベル向上が進んでいく中で、対応可能な仕事のジャンルが増えてきて、SAM(Serviceable Available Market)(注2)は、TAM×仮想人材派遣が対応できる業務の割合を乗じることで、約30.4兆円となると推察しております。そして、その流れの中で、重点的にイノベーションを起こす分野として、製造業、メンテナンス業、メディア・広告業、コールセンター業を選定して、そのマーケットに対して参入するための事業パートナーと業務提携し、かつ、AEIによる差別化を確立することによって、SOM(Serviceable Obtainable Market)(注3)の拡大を具体化することを試みております。

また、最近、発表されたAIの5~10年スパンでの未来戦略を扱ったものとして、2021年2月8日刊行の「次世代AI戦略2025」や2021年6月15日実施のNEDOのシンポジウムの「人とAIの共進化に向けた今後10年間のAIアクションプラン」がございますが、いずれも「自然言語処理分野」を中心とした内容となって、AIの次の主戦場が、AEIのターゲットである「自然言語処理分野」というのが鮮明になってきております。これは、当社が時代を先取りした良いポジショニングに位置していることの何よりの証拠だと当社は捉えております。

そういう流れの中で、当社は、「差別化されたサービスを開発して提供」という意味においては、創業以来、意味理解を中心とした自然言語処理分野に対して重点投資を継続しており、今後も当該領域における絶対的なリーダーを目指して戦略的に取り組んでまいります。

- (注)
- 1 . TAM(Total Addressable Market)ある市場の中で獲得できる可能性のある最大の市場規模、つまり商品・サービスの総需要のこと
 - 2 . SAM(Serviceable Available Market)TAMの中でターゲティングした部分の需要
国勢調査の結果の従業上の地位(8区分)、職業(大分類)の数字に基づいて、「労働者派遣事業所の派遣社員」と「雇用者 パート・アルバイト・その他」の合計により、補完的雇用形態の比率を算出し、TAMの数字に乗じて計算しております
 - 3 . SOM(Serviceable Obtainable Market)実際に商品・サービスをもって市場に参入した時に、実際にアプローチして獲得できるであろう市場規模

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優秀な技術陣の採用及び育成

当社では顧客の課題解決の最有力の手段は、「優秀な技術陣の採用・育成」だと捉えております。優秀な人材をインターンとして積極的に受け入れてあり、育成・抜擢を継続して行っております。その結果として、現時点でAIやITなどの技術系に対応できる人材の割合は大多数を占め、大学院生以上の人材も多く在籍しております。学習力に長けたメンバーが数多く在籍しており、世の中の技術的なイノベーションや法的規制等による変化が劇的になればなるほど、当社の強みが生きてくると認識しております。また、優秀な技術陣の確保により、新たに求められる技術への追随を短期間で行うことができ、組織としての競争力を維持することが可能となります。そのため、人材の採用及び育成は当社として重要な意味をもっており、採用・育成に係る投資を継続的にしてまいります。

営業体制の強化

顧客ニーズを明確に把握し、AIを用いて顧客の課題解決を行うためには、技術面・ビジネス面に知見の深い人材が必要となります。今後の事業の成長合わせた営業体制の維持・構築が必要となることから、技術面・ビジネス面に知見のある営業人材の積極的な採用及び営業ノウハウの仕組化への投資を行ってまいります。

事業開発及び研究開発活動への対応

今後の持続的な成長のためには、事業開発及び研究開発への投資を積極的に行っていくことが必須であると認識しております。AEIを中心とした自社サービスの展開(サービス型)と、他社のニーズに応えたソリューション提供(プロジェクト型)のバランスをとった事業ポートフォリオの構築が必要となります。そのため、事業活動により得られた営業キャッシュフロー等を資金源として、プロジェクト型サービスを安定的に成長させつつ、AEIを用いた事業開発及び研究開発活動に積極的に資金を投資してまいります。

健全な財務基盤の構築

優秀な人材の採用及び育成、事業開発及び研究開発活動への対応を行うために、事業資金の安定的な確保が必要不可欠であると考えております。当社のソリューション提供事業の「プロジェクト型」においては、高付加価値案件の提供により、高い売上総利益率に基づいた事業開発及び研究開発等への再投資のサイクルが機能しており、資金確保については、自己資金又は営業活動によるキャッシュフローから充当していくことを基本方針としております。ただし、今後事業拡大に向けた投資資金需要に対応すべく、金融機関からの借入、エクイティファイナンス等で資金の調達していくことを検討しております。

セキュリティ体制の強化

当社は案件によっては、顧客の重要情報等を取り扱うことが多くございます。そのため、当社の市場からの信頼性確保のためにも、厳重なセキュリティ体制の構築は必須であると認識しております。セキュリティ体制強化のために、より厳重性の高い開発環境の構築や社内研修の拡充等を積極的に進めてまいります。

内部管理体制の強化

当社の今後の継続的な成長のためには、事業の成長に合わせてコーポレート・ガバナンスや内部統制、内部管理体制を強化していくことが重要であると認識しております。そのためにも、社内研修の拡充や、三様監査の連携強化、内部監査の厳密化等を積極的に進めてまいります。

SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

当社技術及びソリューションにおいて、各産業の課題解決を行うことは、SDGs（持続可能な開発目標）課題とも密接に関連していると考えております。具体的には、当社のソリューション提供事業において、「すべての人に健康と福祉を」「4.質の高い教育をみんなに」「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」の課題と当社ソリューションが密接に関連していると認識しております。当社の事業活動の拡大に伴い、AIを用いて顧客の事業課題の解決を推進することにより、より深く広範にSDGs課題の解決につながると認識しており、より具体的な課題解決を目指してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) ガバナンス

当社は「知の創発により、新しい選択肢を生み出す」をミッションとし、当社のすべての活動の基本としております。当社は、サステナビリティに関する課題を経営上の重要課題として、それに関わるリスク及び機会の把握につとめており、当社のミッション及び中長期的な成長持続の実現のために重要であると認識しております。

その基盤となるコーポレート・ガバナンス体制の整備は当社グループにとって不可欠な経営課題と位置付けており、継続的な充実・強化に努める方針であります。取締役会、監査役会に加え、経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、サステナビリティに関する事項を含む重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンス向上を図っております。

(2) 戦略

当社における、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は以下のとおりです。

人材育成方針

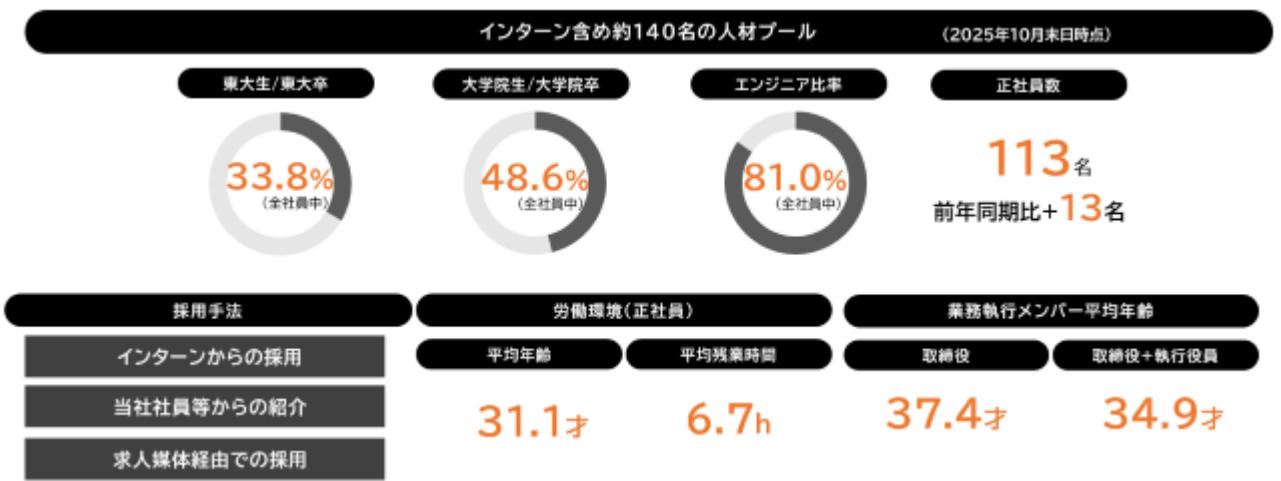
当社は「人の可能性を広げる」というビジョンを実現すべく、「知の創発により、新しい選択肢を生み出す」をミッション、「ユニークなプロフェッショナルであれ」をバリューとして掲げております。日本の現状として、少子高齢化を好機として捉えAIやロボットの導入率を世界最高水準に引き上げ、日本の生産性を世界一にして人々の可処分時間や可処分所得を増やすことを目指しております。

その実現のためには、「優秀な技術陣の採用・育成」だと捉えております。そのために、優秀な人材をインターンとして積極的に受け入れており、育成・抜擢を継続して行っています。その結果として、現時点でAIやITなどの技術系に対応できる人材の割合は大多数を占め、大学院生以上の人材も多く在籍しております。学習力に長けたメンバーが数多く在籍しており、世の中の技術的なイノベーションや法的規制等による変化が劇的になればなるほど、当社の強みが生きてくると認識しております。また、優秀な技術陣の確保により、新たに求められる技術への追隨を短期間で行うことができ、組織としての競争力を維持することが可能となります。そのため、人材の採用及び育成は当社として重要な意味をもっており、採用・育成に係る投資を継続的にしてまいります。

また、性別、国籍、年齢等の属性に制限を設けず、多様な人材の確保、育成をしていく方針であります。

社内環境整備方針

当社では従業員の満足度調査を毎月実施しており、職場環境の改善や労働環境の改善を継続して図っております。また、書籍購入制度、資格取得補助、従業員交流会等といった自己研鑽活動やコミュニケーションの促進等を会社負担により実施することで、従業員の成長意欲の向上、自己実現に向けた満足度の向上に資することで、社会課題等の解決ができると考えております。今後も従業員が自己実現に向けて働くことができる環境の整備に努めてまいります。当社の人材の状況、労働環境は以下のとおりです。



(3) リスク管理

当社は、経営会議にてリスク管理を統括しており、サステナビリティの活動を通じたリスク管理を実施しております。各役員及び各執行役員は、経営会議にてプロジェクトのリスク・機会の識別及び管理等を行うものとし、各部門やプロジェクトにおいてリスクの特性や状況に応じた適切な対策がなされていることをモニタリングしております。また、当社のコーポレート・ガバナンスを支える内部統制上の重要性の観点から、取締役会で定める規程に従いリスク・コンプライアンス委員会を設置し運用しております。サステナビリティに関するリスクは潜在的なものを含め多岐にわたり、中長期的な対応を要することから、その管理については事業の状況に照らし優先順位付けを行った上で実施しております。

なお、当社のリスク管理体制については、「第4（提出会社の状況） 4（コーポレート・ガバナンスの状況等）（1）コーポレート・ガバナンスの概要」の「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」及び「企業統治に関するその他の事項 内部統制の整備の状況」もご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、小規模な組織体制であるため、重要性も加味した上で、年齢、国籍、性別等の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりません。その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。ただし、当社ミッションを実現し、事業成長を加速するためには、様々な局面において多様な意見を反映することが重要であるという認識の下、女性や中途採用者の管理職への登用を推進しております。2022年11月から、女性部長が1名選任されております。今後も期待する役割に応じた能力と実績に基づき、積極的に登用を進めるとともに、適切に能力が評価されるような施策や環境の整備に取り組んでまいります。また、当事業年度の当社の従業員の平均残業時間は6.7時間であり、従業員のワークライフバランスも重要視しており、業務以外での自己実現や充実等、労働環境の整備にも積極的に取り組んでまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

また、当社におけるリスクの把握及び管理する体制は、後述の「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

(1)イノベーションへの対応について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が事業を展開するIT業界においては、イノベーションのスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入等が行われております。当社のサービスは、当社の自然言語処理、機械学習、ITシステム開発と当社の独自データを組み合わせることにより、今後も競争力のあるサービスを提供できるように取り組んでおります。当社のサービスは現在、既存顧客等からの紹介等による安定した新規受注を受けており、高い顧客継続率を維持しておりますが、予想以上の急速なイノベーションや代替技術・汎用的な競合商品の出現等により、当社のサービスが十分な競争力や付加価値を確保できない場合等には、新規受注の減少や顧客契約継続率の低下により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)法的規制等によるインパクトについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制は電気通信事業法となっておりますが、インターネット上の情報流通やEコマースのあり方についても様々な議論がなされている段階であります。当社が営むインターネット関連事業そのものを規制する法令は本書提出日時点において存在しませんが、今後、インターネットの利用者や関連するサービス及び事業者を規制対象とする法令等が制定される他、既存の法令等の解釈の変更があった場合、当社の事業が制約され、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)景気動向の変動によるインパクトについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

企業を取り巻く環境や労働人口減少に伴う企業経営の効率化などの動きにより、当社の関連市場は今後急速に拡大すると予測されるものの、その一方で、企業の景気による影響や別の各種新技術に対する投資による影響を受ける可能性があります。当社の事業を展開する市場への影響が想定を超えて長期化する等、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4)事業開発の確実性について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社のサービスは、商品特性ゆえに幅広い産業に対して提供することが可能であります。今後も引き続き、保安や広告・説明コンテンツの校正校閲やコールセンター市場のみならず、他の産業にも積極的に参入し、新サービス及び新規事業に取り組んでまいります。但しこれにより、システムへの投資や人件費等による追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規事業の拡大・成長が当初の予測どおりに進まない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)採用及び育成について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、事業の拡大に伴い、自然言語処理、機械学習、ITシステム開発の各々に対応可能なエンジニアやマネージャーの獲得・確保・育成を進めております。更に、大学生を中心とするインターン生に関しても、日進月歩で技術革新が進むAI分野において、最新の知見を有しており、当社の技術を支える重要な存在であることから、継続的な採用・育成を進めております。また、従業員の働きやすさを重視した業務環境の整備(テレワーク等)を積極的に行うことで、人材の外部流出防止にも努めております。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社内における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が計画どおりに進まず、必要な人材を確保することができない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)システムトラブル等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であり依存していると認識しております。従って、常時データバックアップやセキュリティ強化を実施しているほか、クラウドサービスへシステムを分散配置することで、安定的なシステム運用体制の構築に努めております。しかしながら、予期せぬ自然災害や事故によるインターネット通信網の切断や、予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社のサービスが停止する可能性があります。これまで当社において、そのような事象は発生していませんが、万が一サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)プロジェクトの採算悪化について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社のプロジェクト型案件は社内標準のマニュアルに基づき想定される工数から見積りを作成し、見積りの顧客提示前に部長・CTO等がレビューを実施する他、案件開始後もプロジェクトマネージャーと部長・CTO等が定期的に進捗を確認することで丁寧にプロジェクトを管理しております。しかしながら、特に大規模案件に関しては見積りの誤りや作業の遅れ等により超過コストが発生する場合がございます。このような事象が発生した場合、プロジェクトの採算悪化や納品遅延等により売上原価の増加や売上計上の遅れが発生して、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8)法令遵守に関する体制について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンス規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。また、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社の運営に関する全社的・総括的なコンプライアンス管理の報告及び対応策検討を実施しております。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の企業価値及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)訴訟、係争について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社では、本書提出日現在において、業績に影響を及ぼす訴訟や係争は生じておりません。また、当社は取引の契約締結に際して事前に契約条文の確認を行う等、トラブル等の未然防止に取組んでおります。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客等から当社が提供するサービスの不備等により、訴訟や係争が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。これらが発生した場合は、臨時の費用の発生やブランドイメージの悪化等により、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

(10)知的財産権について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社では、知的財産の取扱いについてまとめた知的財産管理規程を制定し、社内周知しております。また、当社による第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、特許に関する対価(ロイヤリティ)の支払や損害賠償請求等により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11)機密情報について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、一部の案件につき、業務上、顧客の保有する機密情報等を知りうる可能性があります。当社では、顧客と共にセキュリティ体制の強化を図ることはもとより、社内においても情報セキュリティに関する各種規程を整備・運用し、役職員への教育研修等を通じて、情報及び情報機器の適正な取扱いを浸透させるとともに、ネットワークセキュリティ等を強化することで、顧客が保有するデータの徹底的な管理や当社システムのデータ漏洩への対策を進めております。

(12)小規模組織であることについて（発生可能性：大、発生時期：短期、影響度：中）

当社の持続的な企業価値の構築のため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。当社は小規模な組織であるものの、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、現在の規模において最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しておりますが、規模の拡大及びサービスの多様化に応じて適切な内部管理体制や業務執行体制を適切に変化させることができない場合、当社の業績及び事業運営に影響を与える可能性があります。当社では、今後の業務量の増加及び業務内容の多様化に対応するため、組織規模を適切に把握し、組織体制の見直し、人員の増強及び業務の自動化、効率化によって、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。

(13)社歴が浅いことについて（発生可能性：大、発生時期：短期、影響度：中）

当社は2018年7月に設立された社歴の浅い企業となります。当社はI R・広報活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針ですが、当社の過年度の経営成績は、決算期変更をしていることや、事業譲受を経て組織体制を大幅に変更していることからも、期間業績比較を行うための十分な分析材料とはならず、このため今後の業績等の将来的な予測における基礎情報としては不十分である可能性があります。

(14)当社株式の流動性について（発生可能性：中、発生時期：短期、影響度：中）

当社の株主構成は、事業法人及び当社役職員を中心となっており、本公募及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、(株)東京証券取引所の定める流通株式比率は当事業年度末において40.5%となっております。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、役員・事業会社様への一部売出しの要請、新株予約権の行使による流通株式数の增加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(15)新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：高、発生時期：短期、影響度：小）

当社では、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、当事業年度末(2025年10月末)現在における自己株式を除く発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は5.0%となっております。これらの新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、既存株主が有する株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(16)配当政策について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体质の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度(2024年11月1日から2025年10月31日まで)において、当社の所属する業界においては、AI等の最新技術への関心が益々高まっており、製造業顧客及び情報通信業顧客向けのソリューションの提供を中心にプロジェクト型の契約単価等が堅調に増加した結果、売上は順調に増加いたしました。また、業務提携先に対する「仮想人材派遣」に関連する技術情報の提供やライセンスの供与、関連事業・サービスの立上支援、API化したAEI基礎技術の提供等のサービス型の役務提供を実施しており、研究開発の商用化を順次図っております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,546,369千円(前年同期比+26.9%)、営業利益は516,654千円(前年同期比+106.1%)、経常利益は519,565千円(前年同期比+106.9%)、当期純利益は366,545千円(前年同期比+138.2%)となりました。なお、当社の事業セグメントはソリューション提供事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状況

(資産)

. 流動資産

当事業年度末における流動資産は1,532,306千円となり、前事業年度末に比べ361,295千円増加いたしました。これは主に、売上の増加に伴い、売掛金及び契約資産(純額)が65,612千円増加、現金及び預金が292,572千円増加したことによるものであります。

. 固定資産

当事業年度末における固定資産は322,176千円となり、前事業年度末に比べ80,178千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定98,225千円の増加があったことによるものであります。ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に関しては、当社の研究開発活動である仮想人材派遣の一部について将来の収益獲得が確実になったことに伴い、その中核技術であるN4及びPSFの一部につき、資産計上を行っております。

上記の結果、総資産は1,854,482千円となり、前事業年度末に比べ441,473千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は338,692千円となり、前事業年度末に比べ53,653千円増加いたしました。主な増加要因は、事業拡大に伴う未払法人税等の増加55,464千円及び未払消費税等の増加14,224千円等によるものであります。一方で、未払金が17,453千円減少しております。

この結果、負債合計は338,692千円となり、前事業年度末に比べ53,653千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は1,515,790千円となり、前事業年度末に比べ387,820千円増加いたしました。これは主に、新株予約権の行使に伴う新株発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ10,637千円増加したこと、当期純利益の計上により利益剰余金が366,545千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末から292,572千円増加し、1,193,766千円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況と、その主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は433,195千円(前年同期は204,253千円の獲得)となりました。

主な減少要因は、ソリューション提供事業の売上規模拡大に伴う売上債権及び契約資産の増加額67,272千円(前年同期は売上債権及び契約資産の増加額80,201千円)、未払金の減少額が17,453千円(前年同期は未払金の増加額11,432千円)、未払費用の減少額11,303千円(前年同期は未払費用の増加額29,399千円)が等があったことによるものであります。

一方、主な増加要因は、売上規模拡大による税引前当期純利益の獲得517,286千円(前年同期は税引前当期純利益202,495千円)、ソフトウェア償却費の計上64,676千円(前年同期はソフトウェア償却費37,715千円)、未払消費税等の増加14,224千円(前年同期は未払消費税等の増加18,170千円)等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、161,898千円(前年同期は90,354千円の支出)となりました。

これは、当事業年度においてソフトウェアの取得による資金の支出が161,898千円(前年同期は90,000千円)があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、21,275千円(前年同期は24,813千円の獲得)となりました。

これは、新株予約権の行使による収入が21,275千円(前年同期は24,903千円の獲得)あつたことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項がないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注に該当する事項がないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
ソリューション提供事業	1,546,369	26.9
合計	1,546,369	26.9

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社トラストバンク	124,347	10.2	165,100	10.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積に用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表作成に際して採用している重要な会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。会計上の見積りのうち重要なものにつきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当事業年度の売上高は、1,546,369千円(前年同期比26.9%増)となりました。

主な要因は、AIに関する需要の高まりから、製造業及び情報通信業の大手企業等を中心に、AIソリューションを提供しており、前事業年度から継続顧客等を中心として契約単価等が増加したことによるものであります。また、AEIを活用した業務提携に関して、当事業年度においては、AEI関連売上比率が23.6%となっております。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は641,796千円(前年同期比24.3%増)となりました。

この結果、売上総利益は904,573千円(前年同期比28.8%増)となり、売上総利益率はAEI関連売上等の高付加価値案件を引き続き順調に受注したことに伴い58.5%(前年同期は57.6%)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は387,918千円(前年同期比14.1%減)となりました。

主な要因は、研究開発費の減少34,493千円、開発費の減少22,438千円等によるものであります。

この結果、営業利益は516,654千円(前年同期比106.1%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は2,911千円となりました。

この結果、経常利益は519,565千円(前年同期比106.9%増)となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度は、投資有価証券評価損2,279千円の計上により、特別損失が2,279千円発生しております。

当事業年度の当期純利益は366,545千円(前年同期比138.2%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりでございます。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、ソリューション提供事業に係る営業費用（労務費、人件費、外注費）及び、研究開発費用であります。これらの事業運営に必要な運転資金に関しては、現時点では自己資金で賄っており、基本的には今後も自己資金又は営業活動によるキャッシュ・フローから充当していくことを基本方針としております。なお、今後事業拡大に向けて急激な資金需要が生じた場合、これらの資金需要に対しては、自己資金、金融機関からの借入、社債及びエクイティファイナンス等で調達していくことを検討しております。

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は1,193,766千円であり、現状の事業運営に必要な運転資金は十分であると考えておりますが、今後も資金残高及び各キャッシュ・フローの状況を常時モニタリングし、資本の財源及び資金の流動性の確保に努めてまいります。

経営方針等の目標と達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針等の目標と達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、管理指標としてソリューション提供事業における売上高成長率、売上総利益率を使用し、参考指標として、AEI関連売上比率及びサービス型売上比率を使用しており、当該指標の推移に関しては以下のとおりでございます。

	第7期事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	第8期事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
売上高成長率(%)	36.3	26.9
売上総利益率(%)	57.6	58.5
AEI関連売上比率(%)	14.9	23.6
サービス型売上比率(%)	3.1	1.5

売上高成長率に関しては一定以上の成長率を確保し、投資余力を拡大することを目標としております。

AEIを活用して他社と差別化を行う他、既存顧客からのアップセル、上場等の知名度向上に伴う追加的新規顧客の獲得により一定以上の成長率を確保していきたいと考えております。

売上総利益率に関しては、一定水準以上を維持することで投資余力を確保することを目標としております。高い売上総利益率の水準を維持できるように高付加価値案件を増やしていきたいと考えております。

AEI関連売上比率及びサービス型売上比率に関しては、売上高成長率及び売上総利益率により確保した投資余力をAEI関連の研究開発投資に充てることで中長期的にその数字を伸ばしていく方針でございます。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業体制、法的規制等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、「知の創発により、新しい選択肢を生み出す」をミッションに事業の運営を行っております。AIを軸に、当社のビジョンである「人の可能性を広げる」ことを実現していきます。当社の「AEI」が社会的に活用されることにより、社会全体の生産性が向上し、ひいては人類の可処分時間や可処分所得が増加し、あらゆる人を幸せに寄与できると考えております。そのために、当社の経営陣は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、最大限にバリューを発揮し、最善の経営方針を立案するよう努めていく必要があると認識しております。

5 【重要な契約等】

(1) 業務提携契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社アピスト	東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号	2019年1月31日	2019年2月1日から 2019年2月28日まで	AIソリューションの提供及びAEIに関するライセンスの利用許諾

(注) 1. 契約期間に関しては、2019年2月28日以降、1ヶ月毎の自動更新となっております。

2. AEIに関するライセンスの利用許諾は2022年4月より開始しております。

6 【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、当社の展開する「ソリューション提供事業」における収益の「継続性」と「高成長性」を高めることを目的として持続的競争優位性のあるサービスの開発・立ち上げ・収益拡大を実現するために行われております。Artificial Elastic Intelligence(AEI)というコンセプトの下、継続的に特定の分野にフォーカスして、技術検討、開発が行われております。

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は15,194千円であります。

AEI開発による研究開発活動

当社は、第4世代AIとして、既に実現している人工知能(AI)と極めて実現が難しいとされている汎用人工知能(AGI)の間の概念として、独自に「柔軟な人工知能」、英訳として「Artificial Elastic Intelligence(AEI)」を定義し、その実現を目的として開発に取り組んでおります。なお、AEIの詳細に関しては、「第1企業の概況 3事業の内容（1）ソリューション提供事業の内容 サービス型の特徴」をご参照ください。また、開発体制としては、「第1企業の概況 3事業の内容（1）ソリューション提供事業の内容 ソリューション提供事業の分類と特徴」の記載のある文系・理系の知見を融合した「文理融合型」のメンバーが中心となっており、ディープラーニングと知識・記号推論の融合という研究課題に取り組んでおります。

当事業年度においては、AEIDesk及びAIオペレーターの商用化に向けた設計及び開発を進めてまいりました。その結果、AEI開発による研究活動の総額は、15,194千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は161,898千円であり、主要なものは、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の取得によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

また、当社の事業はソリューション提供事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2025年10月31日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
	建物	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都世田谷区)	5,809	325	143,296	104,558	253,989	113(29)

(注) 1 . 現在休止中の主要な設備はありません。

2 . 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー）は平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。

3 . 当社の事業はソリューション提供事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

4 . 本社は賃借しており、その年間賃借料は17,623千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年1月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,786,176	7,850,358	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内 容に何ら限定のない当社におけ る標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であ ります。
計	7,786,176	7,850,358		

(注)提出日現在の発行数には、2026年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行
された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a 第1回新株予約権(2019年10月12日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年10月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 10
新株予約権の数(個)	466[364](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 279,600 [218,400] (注) 1、 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5 (注) 2、 5
新株予約権の行使期間	2021年10月13日～2029年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5 資本組入額 2.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は600株あります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、その権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人が新株予約権を承継することができる。この場合、当該相続人は、相続発生日から6ヶ月以内に当社の定める手続きを完了しなければ、その権利行使をできない。なお、1個の新株予約権を分割して承継することはできない。また、新株予約権者が、新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。

(2) 新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が、日本国内のいづれかの金融商品取引所に上場した場合、行使期間内に当社の普通株式の発行済株式総数の50%以上が、第三者への譲渡の対象となった場合、又は行使期間内に当社が消滅会社となる合併契約、当社が吸収分割の分割会社となる会社分割契約、新設分割の分割会社となる会社分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画が、当社の株主総会で承認された場合に限り、新株予約権を使用することができる。

(3)新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合においては、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし、取締役会が特別に認めた場合及び2028年10月13日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までの乙の1年間の総稼働時間数（合計後の1時間に満たない分は切り捨て）を12で除した数値をNとして（ただし、Nが75未満である場合は0と扱う）、新株予約権の（N / 158）×20%か20%のいずれか少ない方を行使する権利（ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）

基準日

- 上場日
- 上場の日から1年を経過した日
- 上場の日から2年を経過した日
- 上場の日から3年を経過した日
- 上場の日から4年を経過した日
- 上場の日から5年を経過した日
- 上場の日から6年を経過した日

(4)新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。

(5)新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定及びその他の一切の処分を行うことはできないものとする。

(6)その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1)合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2)吸收分割

吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移転

株式移転により設立する株式会社

5.2020年1月31日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株につき100株、2022年3月16日開催の取締役会により、2022年4月19日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2024年3月14日開催の取締役会により、2024年5月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b 第3回新株予約権(2021年1月29日臨時株主総会決議)

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 27
新株予約権の数(個)	9,682[9,544](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 58,092[57,264](注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	629(注)2、5
新株予約権の行使期間	2023年2月2日～2031年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 629 資本組入額 314.5(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は6株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、その権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人が新株予約権を承継することができる。この場合、当該相続人は、相続発生日から6ヶ月以内に当社の定める手続きを完了しなければ、その権利行使をすることができない。なお、1個の新株予約権を分割して承継することはできない。また、新株予約権者が、新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。

(2) 新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が、日本国内のいづれかの金融商品取引所に上場した場合、行使期間内に当社の普通株式の発行済株式総数の50%以上が、第三者への譲渡の対象となった場合、又は行使期間内に当社が消滅会社となる合併契約、当社が吸収分割の分割会社となる会社分割契約、新設分割の分割会社となる会社分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画が、当社の株主総会で承認された場合に限り、新株予約権を使用することができる。

(3)新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合においては、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし、取締役会が特別に認めた場合及び2029年10月15日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までの乙の1年間の総稼働時間数（合計後の1時間に満たない分は切り捨て）を12で除した数値をNとして（ただし、Nが75未満である場合は0と扱う）、新株予約権の（N / 158）×20%か20%のいずれか少ない方を行使する権利（ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）

基準日

- 上場日
- 上場の日から1年を経過した日
- 上場の日から2年を経過した日
- 上場の日から3年を経過した日
- 上場の日から4年を経過した日
- 上場の日から5年を経過した日
- 上場の日から6年を経過した日

(4)新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。

(5)新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定及びその他の一切の処分を行うことはできないものとする。

(6)その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1)合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2)吸收分割

吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移転

株式移転により設立する株式会社

5.2020年1月31日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株につき100株、2022年3月16日開催の取締役会により、2022年4月19日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2024年3月14日開催の取締役会により、2024年5月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c 第4回新株予約権(2021年4月21日臨時株主総会決議)

決議年月日	2021年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	3,440(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,640(注) 1、 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	629(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	2023年4月22日～2031年4月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 629 資本組入額 314.5(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末(2025年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は6株あります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、その権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人が新株予約権を承継することができる。この場合、当該相続人は、相続発生日から6ヶ月以内に当社の定める手続きを完了しなければ、その権利行使をすることができない。なお、1個の新株予約権を分割して承継することはできない。また、新株予約権者が、新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。

(2) 新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が、日本国内のいづれかの金融商品取引所に上場した場合、行使期間内に当社の普通株式の発行済株式総数の50%以上が、第三者への譲渡の対象となった場合、又は行使期間内に当社が消滅会社となる合併契約、当社が吸収分割の分割会社となる会社分割契約、新設分割の分割会社となる会社分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画が、当社の株主総会で承認された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(3)新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合においては、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし、取締役会が特別に認めた場合及び2030年4月22日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までの乙の1年間の総稼働時間数（合計後の1時間に満たない分は切り捨て）を12で除した数値をNとして（ただし、Nが75未満である場合は0と扱う）、新株予約権の（N / 158）×20%か20%のいずれか少ない方を行使する権利（ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）

基準日

- 上場日
- 上場の日から1年を経過した日
- 上場の日から2年を経過した日
- 上場の日から3年を経過した日
- 上場の日から4年を経過した日
- 上場の日から5年を経過した日
- 上場の日から6年を経過した日

(4)新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。

(5)新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定及びその他の一切の処分を行うことはできないものとする。

(6)その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1)合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2)吸收分割

吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移転

株式移転により設立する株式会社

5.2020年1月31日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株につき100株、2022年3月16日開催の取締役会により、2022年4月19日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2024年3月14日開催の取締役会により、2024年5月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d 第5回新株予約権(2021年4月21日臨時株主総会決議)

決議年月日	2021年9月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	5,366[5,066](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,196[30,396](注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	629(注)2、5
新株予約権の行使期間	2023年9月2日～2031年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 629 資本組入額 314.5(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は6株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、その権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人が新株予約権を承継することができる。この場合、当該相続人は、相続発生日から6ヶ月以内に当社の定める手続きを完了しなければ、その権利行使をすることができない。なお、1個の新株予約権を分割して承継することはできない。また、新株予約権者が、新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。

(2) 新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が、日本国内のいづれかの金融商品取引所に上場した場合、行使期間内に当社の普通株式の発行済株式総数の50%以上が、第三者への譲渡の対象となった場合、又は行使期間内に当社が消滅会社となる合併契約、当社が吸収分割の分割会社となる会社分割契約、新設分割の分割会社となる会社分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画が、当社の株主総会で承認された場合に限り、新株予約権を使用することができる。

(3)新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合においては、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし、取締役会が特別に認めた場合及び2030年9月2日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までの乙の1年間の総稼働時間数（合計後の1時間に満たない分は切り捨て）を12で除した数値をNとして（ただし、Nが75未満である場合は0と扱う）、新株予約権の（N / 158）×20%か20%のいずれか少ない方を行使する権利（ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）

基準日

- 上場日
- 上場の日から1年を経過した日
- 上場の日から2年を経過した日
- 上場の日から3年を経過した日
- 上場の日から4年を経過した日
- 上場の日から5年を経過した日
- 上場の日から6年を経過した日

(4)新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。

(5)新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定及びその他の一切の処分を行うことはできないものとする。

(6)その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1)合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2)吸收分割

吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移転

株式移転により設立する株式会社

5.2020年1月31日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株につき100株、2022年3月16日開催の取締役会により、2022年4月19日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2024年3月14日開催の取締役会により、2024年5月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

e 第6回新株予約権(2021年4月21日臨時株主総会決議)

決議年月日	2021年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	472[304](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,832[1,824](注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	629(注)2、5
新株予約権の行使期間	2023年9月16日～2031年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 629 資本組入額 314.5(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は6株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、その権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人が新株予約権を承継することができる。この場合、当該相続人は、相続発生日から6ヶ月以内に当社の定める手続きを完了しなければ、その権利行使をすることができない。なお、1個の新株予約権を分割して承継することはできない。また、新株予約権者が、新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。

(2) 新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が、日本国内のいづれかの金融商品取引所に上場した場合、行使期間内に当社の普通株式の発行済株式総数の50%以上が、第三者への譲渡の対象となった場合、又は行使期間内に当社が消滅会社となる合併契約、当社が吸収分割の分割会社となる会社分割契約、新設分割の分割会社となる会社分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画が、当社の株主総会で承認された場合に限り、新株予約権を使用することができる。

(3)新株予約権者は、行使期間内に当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合においては、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし、取締役会が特別に認めた場合及び2030年9月16日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までの乙の1年間の総稼働時間数（合計後の1時間に満たない分は切り捨て）を12で除した数値をNとして（ただし、Nが75未満である場合は0と扱う）、新株予約権の（N / 158）×20%か20%のいずれか少ない方を行使する権利（ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）

基準日

上場日

- 上場の日から1年を経過した日
- 上場の日から2年を経過した日
- 上場の日から3年を経過した日
- 上場の日から4年を経過した日
- 上場の日から5年を経過した日
- 上場の日から6年を経過した日

(4)新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。

(5)新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定及びその他の一切の処分を行うことはできないものとする。

(6)その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1)合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2)吸收分割

吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3)新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)株式移転

株式移転により設立する株式会社

5.2020年1月31日開催の臨時株主総会により、2020年2月1日付で普通株式1株につき100株、2022年3月16日開催の取締役会により、2022年4月19日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2024年3月14日開催の取締役会により、2024年5月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

f 第7回新株予約権(2025年12月24日取締役会決議)

決議年月日	2025年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 16
新株予約権の数(個)	184,500(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 184,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,753(注) 2
新株予約権の行使期間	2026年1月22日～2035年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,753 資本組入額 1,433(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3、5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	1	(注) 6
--------------------------	---	-------

当新株予約権の付与日時点(2026年1月21日)における内容を記載しております。

(注) 1 . 新株予約権1個につき112円で有償発行しており、目的となる株式数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当て、株式併合を行う場合は、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数について、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、本新株予約権の取得(新株予約権割当契約書参照)に該当する場合を除き、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。但し、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。

(2) 本新株予約権者が本新株予約権の割当日の翌日から2035年12月23日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(3) 本新株予約権者は、行使期間内において、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし2033年12月1日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までの本新株予約権者の1年間の総稼働時間数(合計後の1時間に満たない分は切り捨て)(ただし、2027年12月1日基準日分に関しては、2年間の総稼働時間数とする。)を12(ただし、2027年12月1日基準日分に関しては、24とする。)で除した数値をNとして、本新株予約権者に付与した本新株予約権の総数に(N / 158) × 34%もしくは34%を乗じた数のいずれか少ない方を行使する権利(ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。)

基準日

2027年12月1日
2028年12月1日
2029年12月1日
2030年12月1日
2031年12月1日
2032年12月1日

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4 . 本新株予約権の取得

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約の議案、株式移転計画につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

(2) その他、権利行使条件を欠くこととなった場合、行使期間終了前といえども、当社は取締役会の決議をもって新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部を自主放棄することができない。

5 . 本新株予約権の強制行使

(1) 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21取引日の平均値が行使価額に30%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない。なお、当社普通株式の株価終値の連続する21取引日の平均値の計算及び行使価額に30%を乗じた価額の計算にあたっては、小数点第一位を四捨五入するものとする。

(2) 権利行使期間の定めに関わらず、本新株予約権が前項の定めにより、強制行使となった場合、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は使用人の地位にあるか否かに関わらず、本新株予約権者に付与した残存する新株予約権部分について、強制行使の義務を負うものとする。ただし、本新株予約権の取

得に記載の事項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合はこの限りでない。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

6. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

行使価額の調整に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件

（注）3及び5に準じて決定する。

- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

（注）4及び5に準じて決定する。

- (8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年4月19日(注)1	1,602,600	3,205,200		100,000		99,100
2022年5月18日(注)2	705,200	2,500,000		100,000		99,100
2023年2月1日(注)3		2,500,000	90,000	10,000		99,100
2022年11月1日～2023年10月31日(注)4	5,610	2,505,610	3,229	13,229	3,229	102,329
2023年11月1日～2024年4月30日(注)5	50,258	2,555,868	12,006	25,235	12,006	114,335
2024年5月1日(注)6	5,111,736	7,667,604		25,235		114,335
2024年5月1日～2024年10月31日(注)7	1,416	7,669,020	445	25,680	445	114,780
2024年11月1日～2025年10月31日(注)8	117,156	7,786,176	10,637	36,318	10,637	125,418

(注) 1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 発行済株式総数増減数に関しては、すべて自己株式の消却によるものであります。
3. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
なお、資本金の減資割合は、90.0%であります。
4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 2023年11月1日から2024年4月30日までの期間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が50,258株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,006千円増加しております。
6. 株式分割(1:3)によるものであります。
7. 2024年5月1日から2024年10月31日までの期間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,416株、資本金及び資本準備金がそれぞれ445千円増加しております。
8. 2024年11月1日から2025年10月31日までの期間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が117,156株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,637千円増加しております。
9. 2025年11月1日から2025年12月31日までの期間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が64,182株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,090千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		4	23	35	30	3	2,617	2,712	
所有株式数(単元)		5,185	4,494	3,984	1,258	3	62,812	77,736	12,576
所有株式数の割合(%)		6.67	5.78	5.13	1.62	0.00	80.80	100.00	

(注) 自己株式303株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に3株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
小代 義行	東京都世田谷区	2,006,220	25.76
永田 基樹	東京都渋谷区	925,400	11.88
森 遼太	東京都世田谷区	855,000	10.98
小代 愛	東京都世田谷区	397,800	5.10
株式会社アピスト	東京都三鷹市下連雀3丁目36番1号	315,600	4.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	261,200	3.35
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	244,800	3.14
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	123,100	1.58
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	100,835	1.29
野呂 祥	東京都世田谷区	68,900	0.88
計	-	5,298,855	68.05

(注) 1 . 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 261,200株

日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口) 244,800株

2 . 上記の他、当社所有の自己株式303株があります。

3 . 2024年7月22日付で、縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOneインターナショナルが2024年7月15日現在で以下の株式を所有する旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	504,400	6.58
アセットマネジメントOne インターナショナル	30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	15,300	0.20

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,773,300	77,733	「1 (1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 12,576		
発行済株式総数	7,786,176		
総株主の議決権		77,733	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式3株が含まれています。

【自己株式等】

2025年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社pluszero	東京都世田谷区北沢二丁目6番10号仙田ビル4階	300		300	0.00
計		300		300	0.00

(注) 当社は、単元未満の自己株式を3株を所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	303		303	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り
による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると思っております。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保の充実により確保された資金については、研究開発実用化に向けた開発投資、人材の採用、新規事業の開発をはじめとした収益基盤の多様化及び強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではあります
が、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

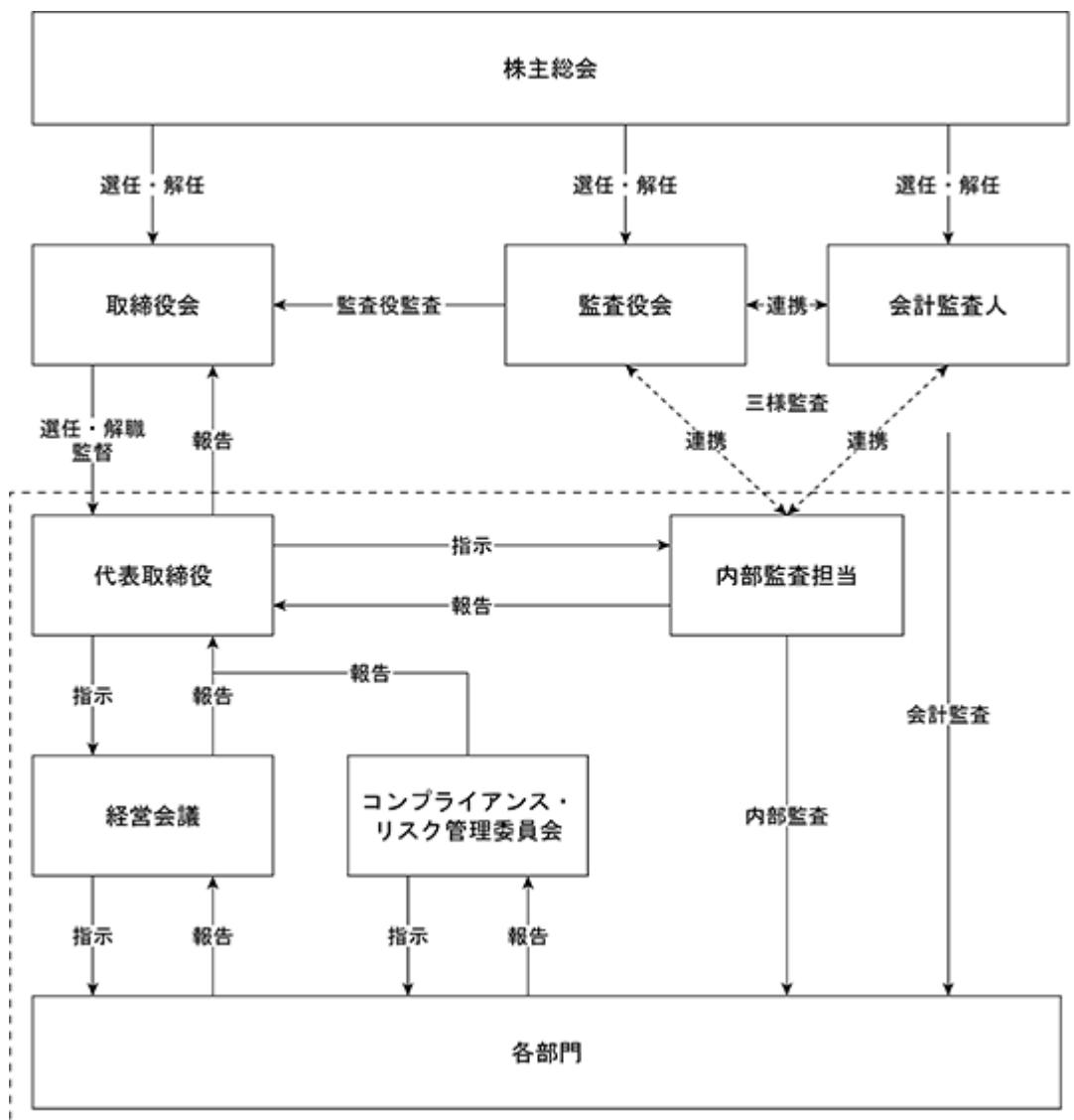
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げる「知の創発により、新しい選択肢を生み出す」ために経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性及び透明性を確保し、コンプライアンスを徹底していくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると感じております。

こうした認識のもと、当社はコーポレート・ガバナンスの充実と技術革新に伴い目まぐるしく変化する経営環境に対応できる組織体制の構築を重要な課題であると位置づけ、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制図は、次のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 7 名(うち社外取締役 2 名)で構成されており、原則として毎月 1 回定期的に開催し、法令、定款で定められた事項及び取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。また、迅速な経営上の意思決定を行う必要が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。なお、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

なお、当社は、2026年 1月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役 7 名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されると、取締役 7 名（うち社外取締役 2 名）となる予定です。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名の合計 3 名の社外監査役で構成されており、原則として毎月 1 回定期的に開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。また、緊急に協議すべき課題等が生じた場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催することとなっております。また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行う他、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び監査法人等と積極的な連携、意見交換を行っております。

なお、当社は、2026年 1月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役 3 名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されると、監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）となる予定です。

c. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役 2 名、常勤取締役 3 名及び執行役員 8 名の合計13名で構成されており、原則として毎週 1 回定期的に開催し、取締役会決議事項等の事前審議、業務執行方針の協議、業務執行状況の情報共有を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役が出席し、取締役及び各部長の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

d. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役 7 名、監査役 3 名及び執行役員 8 名の合計18名で構成されており、原則として四半期に 1 回開催し、コンプライアンス・リスク管理について協議検討しております。

e. 内部監査担当

当社の内部監査は、代表取締役会長兼CEOから命を受け、経営管理部が担当し、経営管理部部長が監査責任者を務めております。ただし、経営管理部の監査に関しては、代表取締役会長兼CEOが指名した者を内部監査責任者としております。内部監査責任者は、原則として年度初めに当社におけるリスク要因、各部門の管理状況を考慮した基本計画を立案し、内部監査を実施後、監査報告書を作成し、代表取締役会長兼CEOに提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役会長兼CEOと内部監査責任者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査責任者は速やかに被監査部門の長に対して会長名にて改善命令を出します。その後の改善状況については、被監査部門の長が内部監査責任者を経由して代表取締役会長兼CEOに改善状況に関する報告書を提出し、内部監査責任者が改善処置実施状況を確認します。

f. 会計監査人

当社はアーク有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社の取締役会、監査役会、経営会議及びコンプライアンス・リスク管理委員会は以下のメンバーで構成されています。

(¹ : 議長又は委員長、² : 構成メンバー、³ : オブザーバー)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	コンプライアンス・リスク管理委員会
代表取締役会長兼CEO	小代 義行				
代表取締役社長兼COO	森 遼太				
取締役副社長兼CIO	永田 基樹				
取締役副社長兼CGO	大澤 遼一				
取締役CFO	浅川 翼佑				
社外取締役	宇陀 栄次				
社外取締役	影山 泰仁				
常勤社外監査役	岡本 司				
社外監査役	棟田 裕幸				
社外監査役	小川 隆史				
執行役員CPO兼AEI開発推進本部本部長兼AIコーディング推進室室長	水原 悠				
執行役員CRO兼AEI開発推進本部副本部長	野呂 祥				
執行役員CTO兼技術戦略室室長兼AIコーディング推進室副室長	堀内 暢之				
執行役員CAO兼コーポレート推進本部本部長	山本 隆史				
執行役員IT開発本部本部長	池澤 亮				
執行役員営業本部本部長	木村 崇大				
執行役員AI開発本部本部長	京谷 駿希				
執行役員AEI開発推進本部副本部長	藤田 韶平				

企業統治に関するその他の事項

・内部統制の整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。下記の内部統制システムの構築に関する基本方針について、2021年3月17日開催の取締役会において決議しております。

(ア) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 企業倫理・法令を遵守するため、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することを徹底する。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を設けるなど必要な社内の体制を整備する。
- 取締役及び使用人が遵守すべき方針として経営理念を制定する。
- 内部通報制度に関する規定を設けた「内部通報規程」を制定し、法令や定款に違反又はその恐れのある事実の早期発見に努める。
- 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

(イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項及び代表取締役、取締役、経営会議等に委任される事項を規定する。
- 取締役会又は代表取締役、取締役が決定する重要事項について、経営会議において事前協議を行う。
- 「稟議規程」に基づき各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くよう

にする。

(ウ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報の扱いについて、規程を整備し、適切に保存・管理する。

(工) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備し、コンプライアンス・リスク管理委員会を社内に設置する。
- b. 法令、又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行うため、財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

(才) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
- b. 内部通報制度の窓口及びコンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- c. 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない。

(力) 監査役の職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに費用等を支弁する。

(キ) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役の求めがある場合、職務を補助すべき使用人を置く。
- b. 当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査業務を補助する。
- c. 当該使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(ク) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。
- b. 監査役は、監査役間で分担の上、取締役や経営陣とのミーティング、事業所や拠点への往査を定期的に実施する。

(ケ) 反社会的勢力排除に向けた体制

- a. 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たないことを基本方針とし、取締役、及び監査役並びに使用人に方針を周知徹底する。
- b. 反社会的勢力による被害を防止するために、警察等の外部専門機関と連帯し、組織的かつ適正に対応する。
- c. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応するとともに、不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質安全等あらゆる事業運営上のリスクに加え、災害・事故に適切に対処できるよう「リスク管理規程」を制定施行し、コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスク対応計画やその実施状況などを含めてリスクマネジメント活動全般を管理しております。

各部門の担当者は、日常の業務を通じて管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には、速やかに委員会に報告することとなっております。

また、内部監査責任者は内部監査業務を通じ、リスクマネジメント活動の実施状況について監査を行い、その結果を代表取締役会長兼CEOに報告しております。必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めています。

責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を上限としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないとき限られております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき当社役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。

ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害等は填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内及び監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためあります。

取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、柔軟な環境変化に対応することを目的とし、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

取締役会等の活動状況・検討内容

取締役会は原則として月1回開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役会長兼CEO	小代義行	13回 / 13回
代表取締役社長兼COO	森遼太	13回 / 13回
取締役副社長兼CIO	永田基樹	13回 / 13回
取締役副社長兼CGO	大澤遼一	13回 / 13回
取締役CFO	浅川燿佑	13回 / 13回
社外取締役	宇陀栄次	13回 / 13回
社外取締役	影山泰仁	13回 / 13回

取締役会は「取締役会規程」等の定めに従い、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授權された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を検討・決議するとともに、法令に定められた事項及び取締役会の決議事項実施の経過ならびに結果のほか、その他当社の経営に関する重要な事項について報告を受けております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

(1) 2026年1月26日(有価証券報告書提出日)現在の役員は、以下のとおりであります。

男性10名 女性 0名(役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役会長兼CEO	小代 義行	1971年12月28日	1995年4月 株式会社NTTデータ通信 入社 2000年1月 マイクロソフト株式会社 入社 2001年6月 株式会社インスパイア 入社 2003年4月 株式会社ユニーク設立 代表取締役 2010年8月 株式会社ユニプロ設立 代表取締役 2010年8月 株式会社志塾設立 代表取締役 2014年5月 株式会社LIVE with G 設立 代表取締役 2016年4月 株式会社AMU設立 代表取締役 2016年4月 株式会社priceless設立 代表取締役 当社 入社 2020年3月 当社 代表取締役 2020年6月 当社 代表取締役会長兼CEO(現任) 2020年10月	(注)3	2,006,220
代表取締役社長兼COO	森 遼太	1988年4月30日	2016年4月 株式会社LIVE with G 代表取締役 2016年4月 株式会社priceless設立 代表取締役 2017年6月 株式会社automate設立 代表取締役 2018年7月 当社設立 代表取締役社長 2020年10月 当社 代表取締役社長兼COO(現任) 2025年3月 BioEngineeringCapital株式会社 取締役(現任) 2025年3月 Various Robotics株式会社 経営顧問(現任)	(注)3	855,000
取締役副社長兼CIO	永田 基樹	1989年11月30日	2017年3月 株式会社priceless 代表取締役 2017年6月 株式会社automate設立 代表取締役 2018年7月 当社設立 取締役副社長 2018年8月 株式会社formallogic設立 代表取締役 2019年6月 当社 代表取締役副社長 2020年10月 当社 代表取締役辞任 2020年11月 取締役副社長 当社 取締役副社長兼事業推進本部部長兼営業部部長 2021年2月 当社 取締役副社長兼事業推進本部部長兼研究開発部部長 2022年11月 当社 取締役副社長兼AEI事業部長 2023年11月 当社 取締役副社長兼CIO兼AEI事業部長 2024年11月 当社 取締役副社長兼CIO(現任)	(注)3	925,400
取締役副社長兼CGO	大澤 遼一	1991年10月21日	2016年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2021年1月 当社 入社 2021年2月 当社 取締役営業部部長 2022年11月 当社 取締役ソリューション開発本部部長営業部部長 2023年11月 当社 取締役CSO兼ソリューション事業本部部長兼営業部部長 2024年11月 当社 取締役CGO兼営業本部第二営業部部長 2025年1月 当社 取締役副社長兼CGO(現任)	(注)3	19,500
取締役CFO	浅川 翔佑	1997年8月2日	2019年6月 当社 取締役 2020年11月 当社 取締役CFO兼経営管理部部長 2021年9月 当社 取締役CFO 2022年11月 当社 取締役CFOコーポレート推進本部部長 2024年11月 当社 取締役CFO(現任)	(注)3	32,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	宇陀 栄次	1956年8月3日	<p>1981年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社</p> <p>1999年1月 同社理事情報サービス産業事業部部長</p> <p>2001年1月 ソフトバンク・コマース株式会社 (現 ソフトバンクBB株式会社)</p> <p>2004年3月 代表取締役社長 <i>salesforce. com, Inc.</i> Senior Vice President</p> <p>2004年4月 株式会社セールスフォース・ドットコム (現 株式会社セールスフォース・ジャパン) 代表取締役社長 <i>salesforce. com, Inc.</i> Executive Vice President</p> <p>2012年4月 トランス・コスマス株式会社 社外取締役</p> <p>2014年6月 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 顧問</p> <p>2016年3月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長</p> <p>2016年4月 フォー・ユー・ライフケア株式会社 代表取締役社長</p> <p>2016年6月 トランス・コスマス株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任)</p> <p>2017年9月 株式会社Yext 代表取締役会長兼CEO</p> <p>2017年12月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長兼社長</p> <p>2018年4月 フォー・ユー・ライフケア株式会社 取締役会長</p> <p>2018年6月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長</p> <p>2019年1月 株式会社ユビレジ 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年11月 株式会社Yext 代表取締役会長</p> <p>2021年10月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2022年2月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役社長(現任)</p>	(注) 3	
取締役	影山 泰仁	1956年4月29日	<p>1980年4月 アーサー・アンダーセン (現 アクセンチュア株式会社) 入社</p> <p>1986年11月 スイスユニオン信託銀行 入行</p> <p>1990年6月 等松・トウシュロスコンサルティング株式会社 (現 アピームコンサルティング株式会社) 入社</p> <p>2002年4月 名古屋商科大学大学院 非常勤講師 (MBA Program)</p> <p>2004年8月 ケイジーコンサルティング株式会社 設立 代表取締役</p> <p>2004年10月 ベリングポイント株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社) 副社長</p> <p>2006年3月 株式会社アドバックス 代表取締役社長</p> <p>2006年6月 プロティビティ合同会社 入社</p> <p>2008年7月 ケイジーコンサルティング株式会社 取締役</p> <p>2009年1月 株式会社シグマクシス 入社</p> <p>2015年3月 ウイングアーク1st 株式会社 執行役員CSO</p> <p>2015年7月 ケイジーコンサルティング株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p>2021年10月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年3月 一般社団法人SuFIA 理事 (現任)</p>	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役(常勤)	岡本 司	1952年10月10日	1978年4月 農林中央金庫 入庫 2007年7月 全国農業協同組合連合会 監事 2011年7月 株式会社農林中金総合研究所 顧問 2012年6月 兼松株式会社 監査役 2016年8月 アソビモ株式会社 監査役 2019年9月 株式会社シン・コーポレーション 監査役 2021年1月 当社 常勤社外監査役(現任)	(注) 4	
監査役	棟田 裕幸	1954年10月24日	1989年3月 公認会計士登録 1995年8月 棟田公認会計士・税理士事務所(現 一番町共同会計事務所)開設 統括代表パートナー(現任) 1997年4月 税理士登録 1999年4月 株式会社B S M設立 代表取締役(現任) 2001年3月 インタービア株式会社 社外監査役(現任) 2008年5月 監査法人アヴァンティア パートナー 2018年3月 日機装株式会社 監査役 2020年9月 当社 社外監査役(現任) 2021年5月 株式会社エントリー 社外監査役(現任) 2021年7月 一番町監査法人 シニアパートナー(現任)	(注) 5	
監査役	小川 隆史	1975年7月20日	2002年11月 司法試験合格 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 ひかり総合法律事務所(現任) 2016年5月 一般社団法人日本ポストプロダクション 協会監事 2021年10月 当社 社外監査役(現任) 2023年6月 一般社団法人日本ポストプロダクション 協会理事(現任)	(注) 6	
計					3,838,120

- (注) 1 . 取締役宇陀栄次氏及び影山泰仁氏は、社外取締役であります。
- 2 . 監査役岡本司氏、棟田裕幸氏、小川隆史氏は、社外監査役であります。
- 3 . 取締役の任期は、2025年1月24日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 . 監査役岡本司氏の任期は、2022年4月4日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 . 監査役棟田裕幸氏の任期は、2022年4月4日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 6 . 監査役小川隆史氏の任期は、2022年4月4日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 7 . 当社では多様な人材の幹部社員への登用機会を拡大し、次世代の経営人材の育成を図るとともに、組織の活性化及び業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。提出日現在における執行役員は8名であります。第4提出会社の状況4コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要をご参照ください。

(2)当社は、2026年1月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役7名選任の件」及び「監査役3名選任の件」を提案しており、当該決議が承認可決されると、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しております。

男性10名 女性 1名(役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役会長兼CEO	小代 義行	1971年12月28日	(1)に記載のとおり	(注)3	2,006,220
代表取締役社長兼COO	森 遼太	1988年4月30日	(1)に記載のとおり	(注)3	855,000
取締役副社長兼CIO	永田 基樹	1989年11月30日	(1)に記載のとおり	(注)3	925,400
取締役副社長兼CGO	大澤 遼一	1991年10月21日	(1)に記載のとおり	(注)3	19,500
取締役CFO	浅川 翔佑	1997年8月2日	(1)に記載のとおり	(注)3	32,000
取締役	宇陀 栄次	1956年8月3日	(1)に記載のとおり	(注)3	
取締役	影山 泰仁	1956年4月29日	(1)に記載のとおり	(注)3	
監査役(常勤)	岡本 司	1952年10月10日	(1)に記載のとおり	(注)4	
監査役	棟田 裕幸	1954年10月24日	(1)に記載のとおり	(注)5	
監査役	小川 隆史	1975年7月20日	(1)に記載のとおり	(注)6	
計					3,838,120

(注) 1 . (1)(注)に記載のとおりです。

2 . (1)(注)に記載のとおりです。

3 . 取締役の任期は、2026年1月27日開催予定の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4 . (1)(注)に記載のとおりです。

5 . (1)(注)に記載のとおりです。

6 . (1)(注)に記載のとおりです。

7 . (1)(注)に記載のとおりです。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の宇陀栄次氏は、グローバル企業における経営者としての豊富な経営経験のほか、複数の事業会社における社外取締役を務めた経験を有しております。これらの経験及び見識に基づく、当社の中長期的成長戦略や、業務執行体制の改善強化等への必要な監督、監視、助言を通じ、当社取締役会の実効性向上に貢献いただけるものと判断し、選任しております。

社外取締役の影山泰仁氏は、コンサルタントとしての豊富な経営経験を活かし、客観的な立場から、企業経営又は専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づく監督、監査、助言等を行うことで、当社の中長期的成長戦略や、業務執行体制の改善強化等への必要な監督、監視、助言を通じ、当社取締役会の実効性向上及び当社のコーポレート・ガバナンスを健全に機能させていただけるものと判断し、選任しております。

社外監査役(常勤監査役)の岡本司氏は、監査役としての豊富な経験を有しているため、当社の社外監査役として適任であり、常勤監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役(非常勤監査役)の棟田裕幸氏は公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役として適任であり、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役(非常勤監査役)の小川隆史氏は弁護士資格を有しており、各種法令に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役として適任であり、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

なお、当社と上記の社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準は設けておりませんが、選任に

当たっては、会社法に定める社外性の要件を満たすことに加え、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考にし、独立性の確認をしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門の関係

監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、社外取締役とは定例取締役会における定期的な情報交換・意見交換を通じて、取締役の職務執行における適法性並びに経営判断に関わる意思決定プロセスの妥当性監査を実施しております。

また、監査役会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に機能するよう、内部監査結果については、監査の都度で内部監査担当と監査役の間で意見・情報交換を行うこととしております。内部監査担当と監査法人の連携につきましては、監査法人の期中の報告会に出席し、意見交換を行うこととしております。監査役と監査法人とは、期中に報告を受けるほか、適宜、意見交換を行うこととしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織及び人員、手続

監査役会は社外監査役 3 名で構成されており、うち 1 名が常勤監査役となっております。非常勤監査役はそれぞれ、公認会計士、弁護士の資格を有しております、財務報告の適正性を確保するための監査や法的事項の監査体制の強化をしております。

なお、当社は、2026年 1月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役 3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されると、監査役 3名（うち社外監査役 3名）となる予定です。

b. 監査役監査の手続

各監査役は、監査役監査基準、監査役会により決定された監査役監査計画に基づき、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席するほか、各部門長へのインタビューや往査を通じて、取締役の業務執行の監査を行っております。また、四半期に 1回、代表取締役 2名との定期的会合、及び、監査法人、内部監査との三様監査を実施しております。

監査役会は、毎月の取締役会開催日の取締役会開催前に開催しております。監査役会における主な検討事項としては、監査計画及び監査方針の策定、内部監査部門及び会計監査人の監査計画や監査結果についての検討と共有、取締役及び主要な事業部門の部門長へのヒアリング、コンプライアンス・リスク管理委員会の活動報告、並びに常勤監査役の活動報告などがあります。

当社は、内部統制の整備体制強化を目的に 内部統制システムの構築・運用状況、コンプライアンス体制・リスク管理体制の構築・運用状況を重点監査項目として設定しております。また、当事業年度において、当社は監査役会を毎月開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数	開催回数
常勤監査役（社外）	岡本 司	13回	13回
監査役（社外）	棟田 裕幸	13回	13回
監査役（社外）	小川 隆史	13回	13回

常勤監査役は、監査役監査計画に基づき、全部署へ往査を実施し、取締役からの報告・説明の聴取、経営会議への出席、稟議書等の重要文書の閲覧を通じて会社状況を把握し、非常勤監査役と情報共有を行っております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織及び人員、手続

当社の内部監査は、コーポレート推進本部が担当し、コーポレート推進本部本部長が内部監査責任者を務めております。ただし、コーポレート推進本部の監査に関しては、自己監査を防ぐために代表取締役会長がコーポレート推進本部以外から指名した者を内部監査責任者としております。実施対象範囲は、当社の全部門であります。内部監査は、代表取締役会長の承認を受けた内部監査計画に基づき実施し、監査結果は、監査責任者が監査報告書を作成し、代表取締役会長に報告の上、改善等の指示が必要と判断された場合には、被監査部門の長に対して改善命令を出します。その後の改善状況についても、フォローアップ監査で確認することで、内部監査の有効性を確保しております。

内部監査責任者と監査役は、定期的に開催する会議体を通じて、内部監査の実施状況等について情報共有を行っております。内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、四半期に 1 回開催する会議体を通じて情報交換、意見交換を行うなど、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

また、内部監査の計画及び実施結果については、取締役会及び監査役会にて直接報告を実施しております。

b. 内部監査、監査役監査、会計監査人の連携状況

内部監査担当者と常勤監査役とは、定期的及び随時的な情報共有を行うことで、監査の実施計画及び実施状況に関して相互の情報・意見交換を行っております。また、内部監査担当者である経営管理部部長は監査役会に出席することにより、監査役監査の実施状況の継続的な共有を受けております。また、内部監査、監査役監査及び会計監査のそれぞれの体制、計画及び結果については、3ヶ月に 1 度程度開催される報告会により相互の報告を行うことにより、三様監査の相互連携を行っております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

アーク有限責任監査法人

b 継続監査期間

1年

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 松本 芳和

指定有限責任社員・業務執行社員 森 久倫

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1名、その他 7名

e 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、独立性、当社のビジネスに対する知識・理解に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案して判断することとしております。

アーク有限責任監査法人の選定理由については、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の品質管理、独立性、職務執行状況等について確認し評価を行っております。評価の結果、アーク有限責任監査法人の品質管理、独立性、職務執行状況等を害する事項はなく、当社の会計監査人として適任であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第7期(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日) EY新日本有限責任監査法人

第8期(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日) アーク有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

アーク有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2025年1月24日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2020年4月17日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2025年1月24日開催の第7回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。同監査法人の会計監査は適切かつ妥当に行われる体制を十分に備えているものと考えておりますが、長年にわたって監査を継続していることから、会計監査人の交代により新たな視点での監査が必要と判断し、総合的に勘案した結果、当社の監査人としてアーク有限責任監査法人を新たな会計監査人として選定いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
25,000			20,500

(注) 上記の報酬のほか、当事業年度に、前任の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、会計監査人の交代に係る引継ぎ業務の対価1,747千円を支払っております。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査報酬については、監査法人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬の見積りの算定根拠等の妥当性を総合的に勘案し、監査役の同意を得たうえで決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会において、会計監査人の監査計画、職務執行状況及びそれに基づく報酬見積りの算定根拠等の適切性について必要な検証を行い、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関し、2022年1月19日に取締役において決議した役員報酬規程を定めてあります。当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役は2025年1月24日であり、決議内容は報酬限度額を年額100,000千円以内（定款で定める取締役の員数は10名以内。本報告書提出日の取締役の員数は7名。）、監査役は2021年10月21日であり、決議内容は報酬限度額を年額7,200千円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内。本報告書提出日の監査役の員数は3名。）であります。

役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、代表取締役会長兼CEOの小代義行が業務全般を統括していることから、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役会長兼CEO小代義行に一任しており、役員報酬規程に基づき取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役会にて協議の上決定しております。なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容

当社は各取締役の報酬を、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役会長兼CEO小代義行に一任しております。委任の理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ担当職務、各期の業績、貢献度等の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。「役員報酬規程」に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案したうえで決定をしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に則した役員報酬規程を定めており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を当該規程に基づき算定いたしましたため、これらが当該方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における役員報酬等は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	74,239	74,239			5
監査役 (社外監査役を除く。)					
社外役員	12,000	12,000			5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用者兼務役員の使用者分給与のうち重要なものの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それら以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	873
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である株式投資

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、事業年度(2024年11月1日から2025年10月31日まで)の財務諸表について、アーク有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について適時的確に対応するための体制整備に努めているほか、監査法人他主催の各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	901,194	1,193,766
売掛金及び契約資産（純額）	1 249,973	1 315,586
前払費用	19,063	20,139
その他	778	2,813
流動資産合計	<u>1,171,010</u>	<u>1,532,306</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,341	5,809
工具、器具及び備品（純額）	650	325
有形固定資産合計	<u>2 6,991</u>	<u>2 6,134</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	135,583	143,296
ソフトウエア仮勘定	14,045	104,558
無形固定資産合計	<u>149,629</u>	<u>247,855</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	3,152	873
繰延税金資産	72,448	57,737
その他	9,776	9,576
投資その他の資産合計	<u>85,377</u>	<u>68,187</u>
固定資産合計	<u>241,998</u>	<u>322,176</u>
資産合計	<u>1,413,009</u>	<u>1,854,482</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	34,097	16,643
未払費用	153,496	143,197
未払法人税等	43,524	98,989
未払消費税等	39,929	54,154
契約負債		6,600
預り金	13,536	18,358
受注損失引当金	390	749
その他	63	
流動負債合計	285,038	338,692
負債合計	285,038	338,692
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,680	36,318
資本剰余金		
資本準備金	114,780	125,418
その他資本剰余金	670,565	670,565
資本剰余金合計	785,346	795,983
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	317,037	683,582
利益剰余金合計	317,037	683,582
自己株式	93	93
株主資本合計	1,127,970	1,515,790
純資産合計	1,127,970	1,515,790
負債純資産合計	1,413,009	1,854,482

【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
売上高	1,218,501	1,546,369
売上原価	1 516,336	1 641,796
売上総利益	702,164	904,573
販売費及び一般管理費	2, 3 451,484	2, 3 387,918
営業利益	250,680	516,654
営業外収益		
受取利息	84	1,321
受取配当金	250	-
助成金収入	-	1,334
その他	128	255
営業外収益合計	463	2,911
経常利益	251,143	519,565
特別損失		
投資有価証券評価損	48,647	2,279
特別損失合計	48,647	2,279
税引前当期純利益	202,495	517,286
法人税、住民税及び事業税	73,676	136,030
法人税等調整額	25,046	14,710
法人税等合計	48,630	150,741
当期純利益	153,865	366,545

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	493,897	83.7	537,164	81.6
経費		96,016	16.3	121,277	18.4
当期総製造費用		589,913	100.0	658,441	100.0
仕掛品期首棚卸高		-		-	
合計		589,913		658,441	
仕掛品期末棚卸高		-		-	
他勘定振替高		73,576		16,645	
当期製品製造原価		516,336		641,796	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
システム利用費	25,715	26,979
外注費	22,587	14,213
地代家賃	5,214	6,306
ソフトウェア償却費	37,715	64,676
受注損失引当金繰入額	390	749

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
研究開発費	49,687	15,194
開発費	23,889	1,451

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	13,229	102,329	670,565	772,894	163,171	163,171
当期変動額						
当期純利益					153,865	153,865
自己株式の取得						
新株の発行（新株予約権の行使）	12,451	12,451		12,451		
当期変動額合計	12,451	12,451	-	12,451	153,865	153,865
当期末残高	25,680	114,780	670,565	785,346	317,037	317,037

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	4	949,291	949,291
当期変動額			
当期純利益		153,865	153,865
自己株式の取得	89	89	89
新株の発行（新株予約権の行使）		24,903	24,903
当期変動額合計	89	178,679	178,679
当期末残高	93	1,127,970	1,127,970

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繙越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,680	114,780	670,565	785,346	317,037	317,037
当期変動額						
当期純利益					366,545	366,545
自己株式の取得						
新株の発行（新株予約権の行使）	10,637	10,637		10,637		
当期変動額合計	10,637	10,637	-	10,637	366,545	366,545
当期末残高	36,318	125,418	670,565	795,983	683,582	683,582

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	93	1,127,970	1,127,970
当期変動額			
当期純利益		366,545	366,545
自己株式の取得		-	-
新株の発行（新株予約権の行使）		21,275	21,275
当期変動額合計	-	387,820	387,820
当期末残高	93	1,515,790	1,515,790

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	202,495	517,286
減価償却費	1,638	1,057
ソフトウエア償却費	37,715	64,676
投資有価証券評価損益(　は益)	48,647	2,279
貸倒引当金の増減額(　は減少)	6,558	1,659
売上債権及び契約資産の増減額(　は増加)	80,201	67,272
前払費用の増減額(　は増加)	7,535	1,076
未払金の増減額(　は減少)	11,432	17,453
契約負債の増減額(　は減少)	-	6,600
未払費用の増減額(　は減少)	29,399	11,303
預り金の増減額(　は減少)	1,922	4,822
未払消費税等の増減額(　は減少)	18,170	14,224
その他	265	3,060
小計	270,508	512,439
利息及び配当金の受取額	270	1,321
法人税等の支払額又は還付額(　は支払)	66,526	80,565
営業活動によるキャッシュ・フロー	204,253	433,195
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	354	-
無形固定資産の取得による支出	90,000	161,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	90,354	161,898
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	89	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	24,903	21,275
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,813	21,275
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	138,712	292,572
現金及び現金同等物の期首残高	762,481	901,194
現金及び現金同等物の期末残高	901,194	1,193,766

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法及び定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3年

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

プロジェクト型

a. 準委任契約に基づく役務提供

AIアルゴリズムを顧客の業務・システムに実装するソリューションを提供しており、準委任契約に基づくサービスの提供が履行義務となります。準委任契約の履行義務は、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。なお、対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

b. 請負契約に基づく役務提供

AIアルゴリズムを実装したプロダクトを販売するサービスを提供しており、当該サービスの提供が履行義務となります。請負契約については、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、完了した作業に対する支払いを受ける強制力のある権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定に関しては、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき合理的に測定し、測定された進捗度に応じて収益を認識しております。なお、対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

サービス型

サービス型については、業務提携先に対する「仮想人材派遣」関連技術に関する技術情報の提供や開発ライセンス・利用ライセンスの供与や関連事業・サービスの立上支援及びAEI基礎技術をAPIとして提供しており、顧客に対する知的財産のライセンスの供与が履行義務となっております。契約上、知的財産を使用する権利を顧客に付与する場合は、一定の期間にわたり充足される履行義務として処理し、ライセンス期間にわたり収益を認識しております。なお、対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度の財務諸表にその額を計上した項目のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する判断

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	72,448	57,737

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。今後の経営環境の変化等によっては、当該将来事業年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

2. 請負契約に基づく役務提供に係る開発原価総額の見積り

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
売上高	443,217	491,739
契約資産	91,005	107,607

(2) その他の情報

算出方法

顧客仕様のソフトウェア開発など成果物を移転する履行義務は、一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定に関しては、見積開発原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき合理的に算出しております。

主要な仮定

請負契約に係る収益を認識するために、見積開発原価総額の算定が必要となります。請負契約に基づく役務提供は、個別性が強く、開発は顧客の要求仕様に基づいて行われることから、見積開発原価総額に関しては画一的な判断尺度を得られにくいため、案件ごとに顧客の要求仕様に基づき、開発等のために必要となる作業内容及び工数を主要な仮定としております。これらの見積りは、システム構築及びプロジェクトマネジメントに関する専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャー等により、個別に行っております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当事業年度末における予想される見積開発原価総額は将来時点において変動する可能性があり、その場合その累積の影響額が売上高の増減を通じて将来の財務諸表に影響いたします。当社は見積原価総額を継続的に見直し、必要と考える場合に調整を行っております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
売掛金及び契約資産	6,558千円	8,217千円

(注) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
減価償却累計額	6,228千円	7,085千円

(損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
受注損失引当金繰入額	390千円	749千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
役員報酬	62,812千円	62,269千円
給与手当	119,920 " "	152,598 " "
減価償却費	790 " "	475 " "
貸倒引当金繰入額	6,558 " "	1,659 " "
研究開発費	49,687 " "	15,194 " "

おおよその割合

販売費	2 %	2 %
一般管理費	98 "	98 "

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
研究開発費	49,687千円	15,194千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	2,505,610	5,163,410	-	7,669,020
合計	2,505,610	5,163,410	-	7,669,020
自己株式				
普通株式(株)	88	215	-	303
合計	88	215	-	303

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式の発行済株式の増加数

ストック・オプションの行使に伴う新株式発行による増加 51,674株

2024年5月1日付の普通株式1株につき3株の割合で株式分割による増加 5,111,736株

普通株式の自己株式の増加数

2024年5月1日付の普通株式1株につき3株の割合で株式分割による増加 176株

単元未満株式の買取りによる増加 39株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての第1回新株予約権						(注)
ストックオプションとしての第3回新株予約権						(注)
ストックオプションとしての第4回新株予約権						(注)
ストックオプションとしての第5回新株予約権						(注)
ストックオプションとしての第6回新株予約権						(注)
合計						

(注)当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	7,669,020	117,156	-	7,786,176
合計	7,669,020	117,156	-	7,786,176
自己株式				
普通株式(株)	303	-	-	303
合計	303	-	-	303

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式の発行済株式の増加数

ストック・オプションの行使に伴う新株式発行による増加 117,156株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	
ストックオプションとしての第1回新株予約権					(注)
ストックオプションとしての第3回新株予約権					(注)
ストックオプションとしての第4回新株予約権					(注)
ストックオプションとしての第5回新株予約権					(注)
ストックオプションとしての第6回新株予約権					(注)
合計					

(注)当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
現金及び預金	901,194千円	1,193,766千円
現金及び現金同等物	901,194千円	1,193,766千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に銀行借入や自己資金で賄っております。資金運用においては、短期的な預金に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2024年10月31日)

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため記載を省略しております。また、「売掛金及び契約資産」及び「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。なお、貸借対照表上の投資有価証券は、すべて市場価格のない株式等(注1)であります。

(注)1. 以下の金融商品は、市場価格がない株式等のため記載しておりません。当該金融商品の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	当事業年度
非上場株式	3,152

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	901,194	-	-	-
売掛金及び契約資産	256,531	-	-	-
合計	1,157,726	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(2025年10月31日)

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため注記を省略しております。また、「売掛金及び契約資産」及び「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。なお、貸借対照表上の投資有価証券は、すべて市場価格のない株式等（注1）であります。

(注)1. 以下の金融商品は、市場価格がない株式等のため記載しておりません。当該金融商品の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度
非上場株式	873

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,193,766	-	-	-
売掛金及び契約資産	323,804	-	-	-
合計	1,517,570	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

非上場株式（貸借対照表計上額 投資有価証券3,152千円）については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

非上場株式（貸借対照表計上額 投資有価証券873千円）については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

投資有価証券について、48,647千円減損処理を行っております。なお、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っております。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

投資有価証券について、2,279千円減損処理を行っております。なお、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2019年10月12日	2021年1月29日	2021年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 10	当社取締役 1 当社従業員 23	当社従業員 2
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 579,600 (注) 1	普通株式 112,764 (注) 2	普通株式 36,000 (注) 2
付与日	2019年10月12日	2021年2月1日	2021年4月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年10月13日～2029年10月12日	2023年2月2日～2031年1月29日	2023年4月22日～2031年4月21日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2021年9月1日	2021年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3	当社従業員 1
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 60,000 (注) 2	普通株式 6,000 (注) 2
付与日	2021年9月1日	2021年9月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年9月2日～2031年9月1日	2023年9月16日～2031年9月15日

(注) 1. 2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割、2022年4月19日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割、2024年5月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記ストック・オプションの数は当該分割を反映して記載しております。

2. 失効は新株予約権者が退職により権利行使することができなくなった部分であり、権利確定より除いておりますが、失効した新株予約権は当社が自己新株予約権として取得し、保有しております。
3. 新株予約権者が退職により権利行使することができなくなった部分については、株式の種類別 のストック・オプションの数(株)より除いておりますが、失効した新株予約権は当社が自己新株予約権として取得し、保有しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	115,920	45,106	14,400
付与			
失効		4,200	
権利確定	115,920	20,453	7,200
未確定残		20,453	7,200
権利確定後(株)			
前事業年度末	287,280	40,880	7,200
権利確定	115,920	20,453	7,200
権利行使	84,000	19,272	960
失効	39,600	4,422	
未行使残	279,600	37,639	13,440

決議年月日	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	24,000	2,400
付与		
失効	6,000	
権利確定	9,000	1,200
未確定残	9,000	1,200
権利確定後(株)		
前事業年度末	25,320	3,600
権利確定	9,000	1,200
権利行使	9,756	3,168
失効	1,368	
未行使残	23,196	1,632

(注) 2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割、2022年4月19日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割、2024年5月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記ストックオプションの数は当該分割を反映して記載しております。

単価情報

決議年月日	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	5	629	629
行使時平均株価(円)	2,700	2,526	2,344
付与日における公正な評価単価(円)			

決議年月日	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	629	629
行使時平均株価(円)	2,471	3,292
付与日における公正な評価単価(円)		

(注) 2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割、2022年4月19日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割、2024年5月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記権利行使価格は分割後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は第1回新株予約権は時価純資産法に基づき、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権はDCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	1,437,729千円
---------------------	-------------

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	312,296千円
---	-----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産		
未払費用	38,032千円	29,493千円
資産除去債務	2,213 " "	2,338 " "
減価償却超過額	471 " "	" "
事業税	5,865 " "	10,463 " "
事業所税	574 " "	679 " "
研究開発費	25,638 " "	16,402 " "
貸倒引当金	1,731 " "	439 " "
投資有価証券評価損	16,827 " "	18,043 " "
その他	135 " "	259 " "
繰延税金資産小計	91,489千円	78,119千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	19,041 " "	20,381 " "
評価性引当額小計	19,041 " "	20,381 " "
繰延税金資産合計	72,448千円	57,737千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
評価性引当額の増減額	3.24%	0.26%
住民税均等割等	0.26%	0.1%
税額控除	11.22%	4.65%
その他	2.85%	1.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.02%	29.14%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当社の報告セグメントは、「ソリューション提供事業」の単一セグメントとなっております。

	ソリューション提供事業	
	売上高	売上比率
AEI関連売上	181,141千円	14.9 %
その他売上	1,037,359 "	85.1 "
顧客との契約から生じる収益	1,218,501 "	100.0 "
外部顧客への売上	1,218,501 "	100.0 "

(注)当社が保有するAEI技術のライセンス提供及びAEIの技術を用いた顧客への役務提供にかかる売上高をAEI関連売上として分類しております。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

当社の報告セグメントは、「ソリューション提供事業」の単一セグメントとなっております。

	ソリューション提供事業	
	売上高	売上比率
AEI関連売上	365,327千円	23.6 %
その他売上	1,181,041 "	76.4 "
顧客との契約から生じる収益	1,546,369 "	100.0 "
外部顧客への売上	1,546,369 "	100.0 "

(注)当社が保有するAEI技術のライセンス提供及びAEIの技術を用いた顧客への役務提供にかかる売上高をAEI関連売上として分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「(重要な会計方針) 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	115,773	165,526
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	165,526	216,197
契約資産(期首残高)	60,556	91,005
契約資産(期末残高)	91,005	107,607
契約負債(期首残高)		
契約負債(期末残高)		6,600

契約資産は主に、請負契約について期末日時点で進捗があるものの未請求の開発に係る対価に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負契約に関する対価は、契約条件に従い、顧客の検収をもって請求し受領しております。契約負債は主に、保守契約の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残高履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソリューション提供事業の單一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社トラストバンク	124,347	

(注) 当社は、單一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社トラストバンク	165,100	

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)
1 株当たり純資産額	147.09円	194.68円
1 株当たり当期純利益	20.13円	47.25円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	18.80円	45.10円

(注) 1. 当社は2024年3月14日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割については、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	153,865	366,545
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	153,865	366,545
普通株式の期中平均株式数(株)	7,644,193	7,757,974
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	541,607	368,747
(うち、新株予約権(株))	(541,607)	(368,747)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,127,970	1,515,790
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,127,970	1,515,790
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	7,668,717	7,785,873

(重要な後発事象)

(ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2025年12月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び240条に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、第7回新株予約権を発行を決議し、2026年1月21日に割当が完了しております。

1. ストック・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の中長期的な業績向上と技術力を通じた企業価値増大を目指すあたり、株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有しモチベーションと同時に責任が生じることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して有償にてストック・オプション(新株予約権)を発行するものであります。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。ま

た、当社株価が一定の水準を下回った場合に、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

なお、その他の内容につきましては、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容 第7回新株予約権」に記載しております。

2. 新株予約権の発行要領

決議年月日	2025年12月24日
新株予約権の割当日	2026年1月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 16
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 184,500株 (新株予約権184,500個)
新株予約権の払込金額	1個当たり112円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり2,753円
新株予約権の行使期間	2026年1月22日～2035年12月23日
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、原則として、当社又は当子会社における取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。但し、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認められる範囲において、本新株予約権行使することができる。 ・本新株予約権者が本新株予約権の割当日の翌日から2035年12月23日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権行使することができない。 ・本新株予約権者は、行使期間内において、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし2033年12月1日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前日までの本新株予約権者の1年間の総稼働時間数（合計後の1時間に満たない分は切り捨て）（ただし、2027年12月1日基準日分に関しては、2年間の総稼働時間数とする。）を12（ただし、2027年12月1日基準日分に関しては、24とする。）で除した数値をNとして、本新株予約権者に付与した本新株予約権の総数に（N / 158）×34%もしくは34%を乗じた数のいずれか少ない方を行使する権利（ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。） <p>基準日</p> <p>2027年12月1日 2028年12月1日 2029年12月1日 2030年12月1日 2031年12月1日 2032年12月1日</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
本新株予約権の強制行使	本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21取引日の平均値が行使価額に30%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権行使期間の終期までに行使しなければならない。

(注) 当新株予約権の付与日時点(2026年1月21日)における内容を記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	7,940			7,940	2,130	531	5,809
工具、器具及び備品	5,280			5,280	4,954	325	325
有形固定資産計	13,220			13,220	7,085	857	6,134
無形固定資産							
ソフトウェア	186,733	72,389		259,122	115,826	64,676	143,296
ソフトウェア仮勘定	14,045	164,289	73,775	104,558			104,558
無形固定資産計	200,778	236,678	73,775	363,681	115,826	64,676	247,855

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとあります。

ソフトウェア ソフトウェア仮勘定からの振替 72,389千円

ソフトウェア仮勘定 AEIDeskに係る資産の計上 109,668千円

ソフトウェア仮勘定 AIオペレーターに係る資産の計上 38,717千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとあります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアへの振替 72,389千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,558	8,217		6,558	8,217
受注損失引当金	390	749		390	749

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,193,766
合計	1,193,766

売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社日本コスモトピア	45,233
株式会社トレセン	36,300
株式会社技研製作所	32,582
日新運輸株式会社	31,459
アップセルテクノロジーズ株式会社	19,699
その他	158,525
合計	323,804

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
256,531	1,701,006	1,633,734	323,804	83.46	62.26

繰延税金資産

繰延税金資産は、57,737千円であり、その内容については、「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

未払費用

相手先	金額(千円)
従業員給与等	143,197
合計	143,197

未払法人税等

相手先	金額(千円)
法人税等	62,541
住民税	6,197
事業税	30,250
合計	98,989

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	第1四半期 累計期間	中間会計期間	第3四半期 累計期間	当事業年度
売上高 (千円)	375,207	797,023	1,163,184	1,546,369
税引前中間 (四半期)(当期)純利益 (千円)	126,434	290,977	393,996	517,286
中間(四半期)(当期)純利益 (千円)	80,404	189,881	251,182	366,545
1株当たり中間 四半期(当期)純利益 (円)	10.41	24.53	32.41	47.25

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
1株当たり四半期純利益 (円)	10.41	14.10	7.89	14.83

(注) 第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る財務情報に対するレビュー：無

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年4月末日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 https://plus-zero.co.jp/ 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第7期(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日) 2025年1月27日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年1月27日 関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第8期中(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日) 2025年6月11日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2024年12月11日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年1月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年12月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年1月26日

株式会社 p l u s z e r o
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 芳 和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 久 倫
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 p l u s z e r o の2024年11月1日から2025年10月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 p l u s z e r o の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

請負契約に基づく役務提供に係る開発原価総額の見積りの妥当性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）2. 請負契約に基づく役務提供に係る開発原価総額の見積りに記載のとおり、会社は、顧客仕様のソフトウェア開発など成果物を移転する履行義務は、一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断して、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識している。進捗度の測定に関しては、見積開発原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を採用している。</p> <p>当事業年度の売上高1,546,369千円のうち、一定期間にわたり履行義務を充足するものとして計上した収益は491,739千円と売上高全体の31.8%を占めている。</p> <p>請負契約に基づく役務提供は個別性が強く、開発は顧客の要求仕様に基づいて行われることから、開発原価総額の見積りに当たっては画一的な判断尺度を得られにくい。このため、開発原価総額の見積りは、開発に対する専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャーによる主として案件ごとに要する作業時間の仮定と判断を要し、不確実性を伴うものとなる。</p> <p>また、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等が生じる可能性もあり、開発原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴う。</p> <p>さらに、一定期間にわたり履行義務を充足するものとして計上した収益は、財務諸表における金額的重要性が高く、開発原価総額が適切に見積もられない場合、重要な虚偽表示となる可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、請負契約に基づく役務提供に係る開発原価総額の見積りの妥当性が、当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、請負契約に基づく役務提供に係る開発原価総額の見積りの妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>開発原価総額の見積りに関する会社の以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発原価総額の見積りがプロジェクトマネージャーにより案件ごとに要する作業時間の計画資料（以下、「人員計画表」という。）を用いて作成され、必要な承認により信頼性を確保するための統制 プロジェクトマネージャーが案件ごとの進捗及び損益の状況を管理し、必要に応じて工数の見直しの要否を検討し、管理部門責任者がその結果を適時・適切にモニタリングを行う体制 <p>(2) 開発原価総額の見積りの妥当性の評価</p> <p>開発原価総額の見積りの妥当性について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発原価総額の見積りについて、その計算の基礎となる人員計画表の工数に基づいて算出した見積開発原価が契約内容に照らして整合しているか、工数の積上げにより計算されているか、また、異常な金額の調整項目が入っていないかどうか検討を行った。 全案件を対象として期中を通じて利益率の分析を行うとともに当初の見積開発原価総額と、既発生原価を反映した今後発生予定の見積開発原価総額を比較し、当該変動が一定の基準以上のものについては、管理部門責任者に対して質問を行った。また、人員計画表との照合や、原価率の分析の結果を総合的に勘案し、その変動内容が開発の実態を反映したものであるかどうか検討した。さらに、既発生原価の算出過程で用いた実績工数については、勤怠データと照合することにより正確性及び網羅性に関する検討を行った。 開発原価総額の見積額と確定額とを比較することにより、開発原価総額の見積プロセスの有効性の評価を行った。

その他の事項

会社の2024年10月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2025年1月24日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 p l u s z e r o の2025年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社 p l u s z e r o が2025年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。